

令和3年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年6月16日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第71号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第72号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第73号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第74号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第75号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第7	議案 第76号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第8	議案 第77号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第9		一般質問

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 7 1 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 7 2 号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 7 3 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 7 4 号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設） |
| 日程第 7 | 議案第 7 6 号 令和 3 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 7 7 号 令和 3 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号） |
| 日程第 9 | 一般質問 |

○出席議員（１３名）

１番	小笠原	美保子
２番	水上	雅廣
３番	谷口	敬信
４番	上ヶ吹	豊孝
５番	井端	浩二
６番	澤田	史朗
７番	住田	清美
８番	徳島	純次
９番	前川	文博
１０番	野村	勝憲
１１番	籠山	恵美子
１２番	高原	邦子
１３番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
市民福祉部長	藤井	弘史
商工観光部長	畑上	あづさ
基盤整備部長	森	英樹
農林部長	野村	久徳
危機管理監	坂田	治民

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡田	浩和
書記	赤谷	真依子

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 10 番、野村議員、11 番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 71 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第 8 議案第 88 号 令和 3 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）

日程第 9 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第 2、議案第 71 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 77 号、令和 3 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）までの 7 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。7 案件の質疑とあわせて、これより日程第 9、一般質問を行います。

8 番、徳島議員。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

○8 番（徳島純次）

議長からお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は大きく 2 点についてお伺いします。1 点目、地域コミュニティの支援について。

飛騨市が令和 2 年 2 月に策定した飛騨市総合政策指針の各分野の現状と課題でも述べられていますように、地域コミュニティが果たしてきた、冠婚葬祭、雪下ろし、草刈りなどの共同作業、自然環境の保全、伝統芸能の継承や地域防災などが、人口減少、少子高齢化が進んで地域の担い手不足、相互扶助や人と人のつながりの希薄化、従来行われてきた共同作業や伝統文化の継承が困難になるなど地域の自立的な活動が弱体化しています。地域コミュニティについて、3 点伺います。補助事業の活用が難しいコミュニティに対する支援は、飛騨市総合政策指針で地域での活動を支援することを通じ、これからの人口減少時代を乗り切るため、全ての市民がお互いを家族のように思い、支え合い、助け合

って暮らすことができるまちづくりを目指しますとし、自治会組織の持続可能な体制整備を支援します。各地のコミュニティ活動を促進するとともに、地域が管理する集会所等の維持改修を支援しますとうたわれており、今年度当初予算を見ますと地域コミュニティ活動の支援に1,354万7,000円が計上されています。これは集落集会施設の機能向上と、地域コミュニティにおける学習機能の促進に対して補助金を交付する事業であります。これらの補助金を活用できる地域コミュニティはリーダー中心に自律的に事業立案実行ができるコミュニティであり、担い手不足や住人の減少により、立案、実行が困難で、補助事業の活用が難しいコミュニティに対する支援が必要と考えますが、市の対応を伺います。

1点目、行政区のない地区の解消は、行政と市民の相互の円滑なる連絡調整を図るため、行政区を設置すると飛騨市行政区等設置条例に規定されています。地域コミュニティを構成する単位として、行政区、自治会、町内会、婦人会、青年団等の支援団体と、そこから特定目的のために派生的に独立したまちづくりの委員会、地域防犯組織、お祭りの実行委員会等がありますが、行政区は地域コミュニティの重要な構成団体であると考えます。以前、一部地域に行政区がないカ所がありましたが、現時点においても状況は変わっていません。行政が該当地区に支援を行っていることは承知していますが、解消のめど、委員会、委託業務ができないことによる支障がないのかを伺います。

3点目、町内会への支援、また、市民の最も身近な町内会の現状を見ますと、少子化で学校卒業後に地元に残らない。町内の居住者の減少につながります。高齢化の進行により、担い手が不足する。世話役の不足につながります。新規移住者の町内会への未加入、町内移住者減少と高齢化により、地域イベントができなくなる。関係性が希薄になります。などの問題を抱えており、町内会の機能を衰退させることを危惧します。

町内会は任意団体であり、加入の強制や脱会の拒否もできません。また、未加入の方のごみ出し、集会場の利用、地域イベントへの参加等を拒否することはできません。これらに関し加入者との間に、感情のあつれきが生じたりします。

これらの事案についての対処について行政の支援を必要としています、市の対応、考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

おはようございます。それでは、地域コミュニティの支援についてお答えします。

1点目の補助事業の活用が難しいコミュニティに対する支援についてお答えします。高齢化や住民の減少によって、地域コミュニティ組織の担い手が不足していることは当市の大きな課題と位置づけております。しかし、地域が主体となって取り組むべき事項まで市が代行すれば、地域がそれに依存してしまい、より一層の衰退を招くことにつなが

りかねないことも考慮する必要があります。元来、地域組織は行政の依頼、あるいは強制によってではなく、あくまで地域の意思に基づいて組織されるものです。地域組織に対しては、これまでも本庁や各振興事務所において、地域組織からの各種相談を受けるなど、個々に対応させていただいているところであり、こうした取り組みを続けながら、組織を維持、存続できるよう誘導していくことが、現在、取りうる支援策と考えているところです。

次に、2点目の行政区がない地区の解消についてお答えします。現在、行政区が設置されていない地域は全て神岡町内で、船津地域を中心に計44町内会の地域となっております。このうち、船津地域においては市としても地域住民との協議を重ね、行政区の設置について打診しておりますが、平成27年に行政区が解散した経緯から、再設立については住民の感情的にもハードルが高く、なかなか前に進まないのが実情です。その他の行政区に属さない町内会についても参加を働きかけてはおりますが、これも進展しておりません。なお、行政区がないことで支障がないかというお尋ねですが、最大の懸念は、防災非常時の対応です。これについては、現時点では、町内会で連絡体制をひいていただいておりますが、今後、町内会で可能な対応、不可能な対応を見極めつつ、不可能な部分についてどうするか検討を行っていきたいと考えております。また、住民への情報伝達手段である区長配布ができないという問題もありますが、神岡町船津地域では、町内会単位で連絡体制、文書配布体制をとり、対応いただいているところです。

次に、3点目の町内会への支援についてお答えします。町内会といった地域組織は、地域の意思に基づき設立される任意の団体であり、当然、その組織に参加するか否かを決めるのは個人の判断となります。行政サービスも、町内会未加入であることを理由に拒否することはできません。市民である以上、行政サービスをひとしく享受することは当然であり、町内会参加者が不公平感のようなものを抱かれることもあるかもしれませんが、これはやむを得ないものととらえております。また、組織への不参加という事象は今に始まったことではなく、元来、コミュニティーとは、こうした問題を内包する組織であり、必ず一定数は参加されない方が存在するものです。こうした方々へは、粘り強く参加を促す必要があると認識している一方で、当事者間の感情的なあつれきまで市が対応することが困難と考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

回答いただきました。町内会、それから行政区関係についてです。特に町内会なんかは、自主的な組織なので介入はできないとは非常によくわかりますが、例えば、町内会がない地区もございます。神岡にはですね。そこは、町内会がなくて、何軒かの家が独立している状況なんです。そういうところは先ほども少し問題の中に出ましたが、防災連絡体制等についても非常に困難を来すんじゃないかなというふうに考えるんですが。そういう地区に、行政として町内会をつくる働きかけをされておるのかどうか。そのへんをお

伺いたいします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

行政区に入っていない町内会はもとよりですが、行政区に加入されていないそういう地区についても、お話をさせていただいておるんですけれども、なかなか過去のいきさつとか、1番は役員等が大変やというようなことを、ちょっとお聞きしとるんですけれども、高齢になったということで、ずっと役員が回ってくるのが大変というようなことをお聞きしております。粘り強く、調整をしながら話はしております。

○8番（徳島純次）

町内会等に関してですね、行政が介入するというのは非常に難しいと思うんですが、町内会の中にはですね、町内会に入らなくて、何の支障もない。先ほど言われたように、当然、行政としては支援をしなきゃいかんので、1人の方でも支援されると思いますが、町内には入らない。ただし、ごみ出しされたりですね、そういうものは、何の支障もなくやれる。それなら私たちも抜けて、町内会費を払わなくて済むし、区費も払わなくて済むしというような感情を持たれる方もみえるんです。こういう方に、どういうふうにして説得していくか、私たちの力量不足なんでしょうけど、そういうものに関してですね。私たちは、先ほどの防災関係なんかは、やっぱりまとまってやらないと非常に難しいということをはするんですが、なかなか納得してもらえない。そういう、住人に対して、どのように、市として関わりを持たれるか、もしくは、全く持たれないのか、もう一度よろしくお願いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今、議員おっしゃったとおり、やっぱり話す中では1番、防災のことを中心にですね、災害時の連絡体制とか避難のこととかが、やはり希薄になるというようなことで、そのことを申し上げながら町内会の加入等も含めてお話ししておるところでございます。ごみの出し方とか、いろいろそういうこともあると思いますが、そういうことも含めて話なんですけれども、1番は、やっぱり防災のことを中心にお願いしながら関与しとるというような状況でございます。

○8番（徳島純次）

ぜひ地域コミュニティがですね、継続していけるような支援をですね、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の福祉避難所について伺いたいします。地震、台風や豪雨などで災害による被害を受け、または、受ける恐れのある人は一時的に設置する避難所へ避難し、生活を送ることになります。しかし、避難生活が長期化する場合、高齢者、障がい者、乳

幼児や災害対策基本法第8条第2項第15号に規定されているその他の特に配慮を要する妊婦、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、医療的ケアを必要とするこれらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、安定して避難生活ができる体制が整っている福祉避難所に避難します。福祉避難所には災害対策基本法第49条の7において、市町村長が指定避難所を指定した、指定避難所対策基本法施行規則第1条の7の2において、災害対策基本施行令第20条の6、第1号から第5号に定める基準に適合する施設と、協定により避難所として確保するものがあり、自主避難所について2点伺います。

飛騨市の福祉避難所の公示方法の改善と、収容人員は足りているか。内閣府の福祉避難所の確保、運営ガイドラインには、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入れ対象者等に関する情報を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織支援団体などに対して周知徹底を図ると指定福祉避難所の情報の公示を求めています。災害対策基本法施行規則第1条の7の2、北海道でブラックアウト引き起こした胆振東部地震で、札幌市が福祉避難所を開設しながら公表しなかったことで、障がい者や難病患者が一般避難所では人が増えており、避難ができなかった。福祉避難所に行きたかったが、情報がなく避難を諦めたという問題が発生しています。これは、札幌市ホームページによります。飛騨市ホームページには、福祉避難所開設運営に協力いただける方を募集しますとの掲載はありますが、福祉避難所で検索しても指定緊急避難所はすぐに検索できますが、福祉避難所ではなく、指定緊急避難所、一次避難所を開くと、一覧の備考欄に非常に小さな文字で福祉避難所とあり、注意深く一覧を見ないと気がつきません。インターネット検索画面や飛騨市ホームページ内検索で、「飛騨市福祉避難所」または「福祉避難所」をキーワードに検索して、飛騨市指定福祉避難所が見つかるように変更し、誰もが容易に検索できるように変更する必要があると考えます。また、現在、指定福祉避難所は、古川町、河合町、宮川町に各1カ所、神岡町に2カ所で、合計収容人員800人で、内閣府福祉避難所の確保、運営ガイドラインの資料では、福祉避難所の面積基準を2平米から4平米で、飛騨市避難所運営マニュアルにおいては、1人の専有面積2.0平方メートル。車いすで通行可能な通路を1.3メートルを確保するとしています。各町内の対象者全員の収容は可能なかを伺います。

2番目、指定福祉避難所の受入れ対象者を限定する制度の活用は、内閣府の福祉避難所の確保運営ガイドラインには、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ、受入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されており、これを活用して、指定福祉避難所の指定を一層進めることが重要であるとしていますが、市はこれを活用し、受入れ対象者を指定し、公示、また、指定福祉避難所の増設を取り進めるかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

福祉避難所について2点ご質問がありました。まず、第1点目の飛騨市の福祉避難所の公示方法の改善についてですが、令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されました。

これまでは指定避難所の公示については、一般避難所が公示の対象であり、福祉避難所に関しては特に指定がなかったため、市のホームページ等については備考としていました。今回の改正により、福祉避難所は指定福祉避難所として公示するようになりましたので、市民福祉部とも調整を行い、準備ができ次第、公示を行い、市のホームページ等についても修正を行ってまいります。現在、コロナ禍で市が進めている避難要領は、基本は垂直避難としています。避難とは難を避けることであり、ハザードマップ等を確認し、自宅が安全であれば在宅避難を実施していただき、2階等への垂直避難をすることで、より安全性が高まります。このほか、安全な地域にある知人、親戚の家、状況により、車中泊避難や宿泊施設における避難もあります。避難するのは避難所しかないという考えではなく、家庭それぞれで避難の方法を検討していただければと思います。これは、要配慮者の避難についても同様です。

災害時において避難に手助けが必要な方、すなわち災害時要配慮者の避難についてご説明しますと、対象となる要配慮者は、現に病院や施設に入院等されている方や家庭で避難が実施できる方を除いて市内で約1,000名の方が登録されております。これらのうち約93%に対して地区の方々が避難に際し、お手伝いをする個別支援計画が作成されており、地域の一時避難所や福祉避難所に避難することになっております。

このほか、災害時のタイムラインにより避難が予測される段階で、市内で協定を結んでいる福祉施設等に空き病床等の確認を行い、必要より、それぞれの施設に案内するようにしており、先に述べた市の避難要領と同様で、対象者全員が福祉避難所に避難するシステムにはなっておりません。先に述べた規則改正に伴い、県の説明では、現在ある福祉施設が一定の基準を満たした場合は、福祉避難所として指定を行い、かつ要配慮者の症状に応じて、避難先となる施設を指定するようにも求められています。

また、福祉避難所として公示を行った場合には、一般避難者が避難できなくなってしまう。コロナ禍において避難所の避難可能人数が減少している中、市内の福祉施設の状況を踏まえ、市民福祉とも要配慮者の避難についての協議を行い、指定福祉避難所の公示について検討を進めたいと思います。

2つ目の指定福祉避難所の受付対象者を限定する制度の活用についてですが、市で指定している避難施設で、あらかじめ、対象者を指定しようとしているのは現段階で、飛騨吉城特別支援学校であり、このほか、神岡町にある飛騨市社会福祉協議会が運営するなかよしキッズについては、現在調整を実施中です。これらの施設については発達障がい等のため、通常の一般避難所や福祉避難所での滞在が困難であり、今まで慣れた施設での避難

という観点で対象者を限定しようとしています。ほかの施設については、現在のところ対象者を限定しておりません。

今回の災害対策基本法、施行規則の改正により、指定福祉避難所には受入れ対象者を症状に応じて区分するようになっていますが、市内の要配慮者や福祉施設の状況により、必ずしもこれが市の状況に合っているとは言いがたい状況であり、これについては今後、検討が必要と考えております。

福祉避難所の追加に関しては、適する施設であれば検討したいと考えますが、福祉避難所を追加することにより、お世話を支援いただける人員の確保が必要になるほか、分散化することによる支援効率の低下等の問題もあります。このため、当面は既存の施設、協定済みの各福祉施設等の活用することが現実的であると考えております。

最後に、福祉避難所に避難する方をお願いとして、避難の支援を受ける側として、あらかじめ、避難時に携行するもの、避難所で当面必要なものは症状に応じて平素からの準備をしていただきたいと思います。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○８番（徳島純次）

今、回答いただきました中で、指定避難所に指定すると、一般避難所と兼用できないという話でしたが、現在、一般指定避難所で、注釈、備考欄に書かれてる指定避難所はですね。兼用を前提に一般避難をする場所と、福祉避難所を両方使えるよということで備考欄に、福祉避難所というふうに明記されているというふうに理解したんですが、そのへんはどうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

今までについては、それは明確な区別はしておりませんでした。ただし、先ほど言ったように、施行規則が変わった状況、そして福祉避難所について、各区長さんのほうから、今までは災害が起こって数日経ってから福祉などを立ち上げるという体制だったんですが、区長さんのほうからはすぐ立ち上げてくれという要望等がありましたので、今後、福祉避難所については、一般避難者については、避難を受け付けないようなかたちになってくると思います。

○８番（徳島純次）

現在、指定されている場所を、変える可能性もあるということですよね。今、先ほど言いましたように、神岡以外は１カ所、神岡は２カ所、指定されているんですが、もしそこが避難所に指定されると、一般避難所としては使えなくなるというふうな理解でいいんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

規則を厳密に適用すると、そうってきます。ただ、1番最後の答弁で申しましたとおり、それが必ずしも市の状況に合っているかということについては、ちょっと我々も、この、最初、これ、金曜日に説明受けたんですけども、ちょっと疑問を生じています。というのが、福祉避難所と指定することによって、一般避難者が避難できないという状況になってきます。そうってくると、今度は逆に福祉避難所に逃げる人が、一般避難所に逃げた場合、どうなってくるかというと、逆にあなたはここ避難する場所ではありませんということで、ここは、すいません、立ち退いてくださいとか、ほかの施設に行ってくださいというような状況が発生します。そうってくると、市の避難所の数から考えると、それを厳密に適用すると、ちょっと非常に避難上、問題が出てくるというふうに考えております。

○8番（徳島純次）

内閣の運営マニュアルを見ますと、僕の理解不足かも知れませんが、必ずしも、福祉避難所と一般避難所が兼用できないということではないような気がするんですよね。地域を、区域を明確に分ければ一般避難所と福祉避難所が兼用できるのではないかというふうに、私自身理解しておるんですが、そのへんはどうなのでしょうね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在の避難の仕方によると、例えば、1つの体育館があると。その中の区分をして、一般の避難者と、福祉、要は、例えば、トイレが近いとか体の不自由の方は、例えば、トイレの近くということで、体育館の中等で区分をするという考え方に基づいて一応やっております。

○8番（徳島純次）

それじゃ、今、新しい規則で指定避難所に指定されると、兼用はできなくなるというふうに理解するとして、今、検討中ということですが、先ほど伺ったら対象者は約1,000人みえるということですが、避難所を指定したときに、避難所の収容人員、キャパですね、1,000人に対して、先ほど、家庭内で避難するだとか、知人に行くとかというような、いろいろな場所がありましたけど、避難所としてはどれぐらいのキャパを想定されているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

昨年度、福祉避難所の備蓄と整備したときに調べたときは、家族等の避難を含めて現在指定されている5つの施設で160名程度というのを想定しております。

○ 8 番（徳島純次）

それではですね、160名ということは、16%ぐらいを想定してると。ほかの方は、先ほど言われたように、自宅で避難したり、知人宅に行ったり協定を結んでいる場所に行かれるという想定であるというふうに理解いたします。先ほど、言われたように、確認ですが、今後は避難が必要になったときは要配慮者の方は直接、避難所に避難をする。1回、一時避難所に避難してから福祉避難所に避難するというのではなくて指定されている指定福祉避難所に避難をするという方向に変わるというふうに理解してもよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

県の説明、要は国の施行規則の変更に伴うのは、議員の言われたとおりの避難要領になります。ただ、先ほど申しましたように、福祉避難所を指定して症状ごとの施設になると、症状に合った方を事前に登録して、そこに避難させるというかたちにはなってきます。ただし、これを机上プラン上はいいんですが、防災担当たちでそれを見たときに、それを地図上に展開するとどうなるかという、福祉避難所に当たるところ、現在、我々が指定しているところは、あまりないんですけども、一般の高齢者施設等福祉施設に避難した場合、それらの地域は基本的に浸水想定地域や、土砂災害の警戒区域、俗にいうイエローゾーンのところに入っております。だから要配慮者の方々を、最初からその危険な地域のところに避難させるのかどうかという議論についてはかなり出てきます。ただ、これが先ほど言ったように、すぐにそのままイコールで適用できるかどうかというのを判断すべきところというふうに考えております。

○ 8 番（徳島純次）

指定福祉避難所、今から検討して決めるということでしたが、それを決定したときは、市のホームページに場所とそれから受入れ人数、対象者がこういう方ですよというのを市のホームページに掲載すると理解していいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在、市民福祉部のほうで、福祉避難所に施設で適応かどうかという調査をそれぞれの高齢者施設とかにしてやるような段取りになっております。それを踏まえて、適するような状況であれば、それについては先ほど言われたように公示するというかたちになります。ただ、先ほど言ったように、本当に症状ごとでいいのかという話については、それぞれの、先ほど言った1,000人の方々の症状等に応じて固定するのか、もう、要配慮者というかたちにするのかということについては検討が必要と考えております。

○ 8 番（徳島純次）

ぜひ要配慮者の方の避難について万全の体制を引いてですね、いざというときには支障のないように、運営をいただきたいと思いますし、現在、お手伝いしていただける方等の募集もされているようですけども、ぜひ、事前に訓練等も踏んでですね、支障のない万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で 8 番、徳島議員の一般質問を終わります。

〔 8 番 徳島純次 着席 〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午前 10 時 40 分といたします。

（ 休憩 午前 10 時 37 分 再開 午前 10 時 40 分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

5 番、井端議員。

〔 5 番 井端浩二 登壇 〕

○ 5 番（井端浩二）

議長のお許しをいただきましたので大きく 2 つに分けて質問させていただきます。

まず初めに 1 つ、住宅リフォームの補助金について質問させていただきます。住宅リフォーム補助金の対象は市内業者をが施工する住宅リフォームであり、10 万円以上のリフォーム工事が対象です。補助率については 100 万円を超える工事の補助率が 5 分の 1、100 万円以上の工事の補助率が 3 分の 1 であり、上限額が 50 万円です。昨年度は緊急経済対策として行った住宅リフォーム補助金は約 1 億 8,000 万円であり、819 件と多くの人に利用され、多く利用された対策でありました。短期間で終了したことや、エアコン工事などの比較的小規模な工事が多かったようです。そういったことを考慮しながら、今年度、総額で 6,000 万円を第 1 期で 131 件、約 4,150 万円が支出され、今回についても短期間で終了しました。7 月に予定している第 2 期、総額残、約 1,850 万円の補助金について、次の 3 つを質問させていただきます。

1 つ目、第 1 期、住宅リフォーム補助金制度の周知は、4 月 2 日に一斉に広報ひだ号外、区長回覧、同法無線、ホームページ、CATV、フェイスブックなどを利用して周知され

ましたが、4月12日に受け付け開始と、10日ほどしかなく、業者に見積りをとって相談したり、考えたりしていると、10日間では短いのではないかと思います。業者に確認すると、業種によりますが、見積りは1週間ほどかかるようです。7月の受け付けではもう少し、周知期間を長くする必要があるのではないかと思います。予定はどうなっているのでしょうか。

2つ目、4月の受付では2日間、131件、約4,150万円になり、7月では残り約1,850万円です。補助金額は1件当たり平均しますと約30万円となり、7月では平均ですと、60件ぐらいと予想されます。60件ですと受付初日で終了するのではないでしょう。カ所管事務調査でも先着順とすることになっていますが、再度、同じ質問になりますが、ある程度、期間を切って抽せんにしてはどうかと思いますが、市の考えをお伺いさせていただきます。

3つ目、100万円を超えると補助率が3分の1になり、100万円に近い見積りと、100万円を超える見積りの補助金の差が大きく変わることに疑問を感じます。例えば、95万円の見積りは、19万円の補助金。100万円の見積りの補助金は33万円と、見積り金額が差は5万円で、そんなに差がなくても補助金の差は14万円と大きく差がつきます。リフォームを考えている方は、無理に100万を超えようとする余分なリフォームを追加する方もみえるのではないのでしょうか。その差をなるべくなくすためにも、100万円を超えるリフォームの方は、100万円までは5分の1、プラス100万円を超えた金額に対しての3分の1の補助をしたらどうかと思いますが、市の考えをお伺いさせていただきます。

ごめんなさい、4つ目、昨年度のリフォーム補助金から、利用者が多く経済効果は良好ではないかと思います。所管事務調査でも質問がありましたが、より多くの市民に利用してもらうためにも予算枠をもう少しふやすことはできないか市の考えを伺います。

以上、失礼します4点、よろしくお願いいたします

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の受付の周知についてお答えします。令和3年度からの住宅リフォーム補助金は、令和2年度の反省点を踏まえこれからリフォーム工事を検討している市民の方に対して十分検討して補助制度をご活用していただけるよう、3年の事業期間を事前に市民に周知し、今年度より事業を開始しました。初年度となった令和3年度はコロナ禍の経済対策の意味合いもあり、年度の初めの、4月上旬にスタートしたことから周知期間は短期間となりましたが、今後は、事業期間が周知されていることから、十分な準備期間があるものと考えております。今後の周知期間の設定ですが、関連業者や利用者からのご意見も参考に検討した結果、1カ月程度の期間が必要と考えており、令和3年度、後期

募集につきましては、6月中旬に周知し、7月中旬に受け付けを開始することとしております。

次に2点目の補助金受給者の決定方法についてお答えします。従前より、住宅リフォーム補助金については補助金交付対象者の決定方法を先着順方式とし、交付申請の累計額が予算額に達した時点で受付を終了する方法にて実施していました。しかし、今年度の前期受け付けにおいては、3日間という短期間で終了する結果となり、準備していたが申請ができなかったというご意見を伺っております。この結果を踏まえると、先着順方式で補助金交付対象者を決定することは、申請機会に平等性を欠くことになると判断し、年度途中にはなりますが、後期募集より公開抽せんにて、交付対象者を決定する方法に変更します。なお、募集内容につきましては、広報ひだ6月号及び飛騨市ホームページで掲載いたします。

最後に、3点目の補助率のあり方についてお答えします。平成30年度より始めた住宅リフォーム補助制度は、建築関連業界の裾野の広さに注目し、その需要を喚起することで、市内の経済活性化を図ることを主目的として始めた事業であり、令和3年度のリフォーム事業もその目的は変わっておりません。その点では補助制度で仕事がふえる事業者が特定分野に集中することは避ける必要があり、補助率などの制度設計をする上で、いかに幅広い事業者に仕事を分散できるかがポイントになります。昨年度実施した緊急経済対策リフォーム補助金は、特別定額給付金の市内消費を促す手段の1つとして、補助率2分の1、上限額30万円とし、少額な工事から利用できる使い勝手のよい補助制度といたしましたが、結果はエアコンなど少額な工事に大きく偏り、住宅関連業種への波及効果は限定的であったという課題が残りました。こうしたことを踏まえ、今年度の制度内容の見直しでは、その改善を図り、10万円から100万円の工事については補助率5分の1、上限20万円。100万円以上の工事については3分の1、上限50万円とすることで、100万円以上の比較的規模の大きい複合的な工事をふやし、1つの工事から幅広い経済波及効果を目指す仕組みとしたところです。第1回目となる今年4月の募集においては、補助金交付額に対するリフォーム工事総額として、令和2年度の3.84倍に対し、令和3年度前期は6.33倍と大きくはね上がり、市内の住宅関連業界に対する経済支援効果は高まるものと評価しています。しかしながら、制度の不断の見直しは必要であり、今後も、関連業界の方や市民の皆様の意見も伺いながら、効果的な制度となるよう随時見直しを行ってまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

4点目の補助金予算の増額についてお答えします。住宅リフォーム補助金のような市

民に直接補助金を交付する事業は大変喜ばれる反面、財政負担は非常に大きいものとなります。このため、市では同様の制度に対して、過疎対策事業債ソフト事業分という借入額の7割が、地方交付税措置される有利な起債を充てるという方針をとっております。対象としている事業としては住宅リフォーム補助金のほかに、公共交通運行事業や入園入学準備品購入支援事業、住宅新築購入支援事業などがあります。この過疎対策事業債ソフト事業分は、基準財政需要額と財政力指数をもとに算定する発行限度額が自治体ごとに年度ごとに定められております。今年度の飛騨市は全体で約1億6,000万円が発行限度額となっており、このうち、住宅リフォーム補助金の財源として、5,700万円。公共交通運行事業に、4,180万円。入園入学準備品購入支援事業に、2,290万円。住宅新築購入支援事業に、3,530万円の合計1億5,700万円借入を予定しています。議員ご質問の予算の増額を行おうとした場合に、その財源確保が課題となりますが、今年4月にこの起債の借入れ限度額を、今後、段階的に縮小していく旨が国から通知されました。したがって、財源を確保するには、住宅リフォーム以外の事業費を縮小して全体の枠内で収めるか、あるいは一般財源で措置せざるを得ない状況です。こうしたことを考えますと、財政規律の観点からも、現状の予算規模が上限にならざるを得ないものと考えており、おのずから、住宅リフォーム補助金のような巨額の財政出動を、今後、さらに拡大していくことは大変厳しい状況にあることをご理解願います。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○5番（井端浩二）

はい、ありがとうございます。抽せんで行ふということになったようでございますが、抽せんで、もし、漏れた方がみえると思います。漏れた方については、もし、待ってもいいよという工事であれば、次の年、また登録にすればいいのかそれを確認させてください。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

お答えします。抽せんで、漏れた方、この制度は3年間で行ふということで周知しておりますので、今年度抽せんで、漏れた方は翌年度の対象となっているということでございます。

○5番（井端浩二）

ということは、抽せんに漏れた方も、また、登録してもいいということですね。あと、前期の受付分が今年に限っては、約4,150万円ということですが、3年間続くわけです。来年の4月にも公募が入ると思うんですが、その枠については、4,000万円なのか6,000万円の半分の3,000万円なのか、どのような考えで4,000万円になったのか。今後、また来年も春に募集すると思うんですが、それについてはどうお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

今年度につきましては、前期4,000万円、後期2,000万円というかたちでしたが、今年度の事業が終了した時点で、もう一度、検証しまして、その金額については設定したいと思います。今年度につきましては業者からの聞き取りによりますと、やはり、冬工事があるということで、なるべく早く出してほしいということと、業者の方は、やはり、4月にリフォームの需要が高いというようなことを聞きますので、第1回目を少し多めの金額に設定したということですのでよろしくお願いします。

○5番（井端浩二）

また、来年は、一応、今年状況を見て判断するということですね。

あとですね、今年の4月に、大変、131件の見積り、計画書が来たわけでございますが、その中から決めるに当たって、専門業者あるいは設計士の方が入られて決められたのか、あるいは、職員だけで決められたのか、それについては、どう決められたのか教えてくださいというふうに思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

都市整備課のほうに、建築士の資格を持つ職員が数名おりまして、専門的な知識を持っている職員ですので、そういった市の職員、技術職員が判断しながら決めております。

○5番（井端浩二）

職員で決めたってことですね。

あと最後に確認ですが、100万円以内が、5分の1の20万円、そして100万円以上の工事が、3分の1で、50万円ということですが、それについては再度、検討することでもいいですか。そのへんをちょっと確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

補助率につきましては、先ほども言いましたように、100万円以上の比較的大きい規模の複合的な工事をふやしたいという目的がございまして、100万円以下よりも100万円以上が、自己負担が軽く、有利な補助事業にしておりますので、この補助率につきましては、この3年間はこの方針で進めていきたいと考えております。

○5番（井端浩二）

3年間その状況でいくって、これ、市民からも、ちょっと声出たんですが、不公平じゃないかということが出たので、3年間はその方針でいくということですので、仕方ないと思いますが、もし、また、検討することがあれば、検討されたいとお願いをしたいなと思ってこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、商工団体等による独自対策の支援について質問させていただきます。岐阜県は4月23日、独自の第4波非常事態宣言を発令し、5月7日より、まん延防止等重点措置地域に指定され、飲食店等に対する営業時間短縮要請や県をまたぐ不要不急の移動の自粛が発令されました。飛騨市においても飲食店の時間短縮が始まり、人手が減り、消費の落ち込みが始まりました。プレミアム食タクチケット券も5月で終わり、次の経済対策を期待するところです。5月の末日に開催された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、経済対策として、飛騨市まるごと大売出し第2弾と商工団体等による独自対策の支援が出されてきました。大変、期待したいと思います。その中で、3つの質問をさせていただきます。

昨年12月1日より、4,300万円の予算で年末年始の需要を期待して開始したプレミアム食タクチケット券が終了を延期して5月末日で終了しました。6か月間の期間、飲食業やタクシー会社はどのように影響したのか、またその問題点はなかったのかお伺いをさせていただきます。

2つ目、飲食業についてはプレミアム食タクチケット券や、県や国の支援もあったが、小売業については、消費も落ち込み大変厳しい状況にあります。商工団体が発行する商品券は大型店も加盟しておる商工団体もあり、難しい問題もあります。いくつかの商工団体でのセール期間やプレミアム率の差があってはならないと思います。市が指導していく必要があるのではないのでしょうか。どのように今後、進めていくのかお伺いをさせていただきます。

3つ目、今後、コロナの状況にもよりますが、県内のまん延防止等重点措置地域も解除され、ワクチンの接種も進んで商品が動きかけた時期に経済対策が必要になるのではないのでしょうか。市としては今後どのようにしていくのかお伺いをさせていただきます。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、1点目のプレミアムつき食事券、タクシー券の効果についてお答えいたします。まず、この食タク券の販売実績ですが、本年3月に2万5,000冊を完売し、流通金額は1億7,500万円となっております。現在の換金率は99.4%です。昨年の12月からの6か月間における参加店舗、1店舗当たりの売上げは飲食店が、69万円。酒小売店、176万円、タクシー、70万円となっております、このことから飲食はもとより、酒小売やタクシーにも広く効果が行き届いていることがわかります。実際に各店舗からも、食タク券のおかげで最低限、必要な売上げを確保できたとの、声を聞いているところです。飲食以外の業種の分析として、タクシー業については各事業者に満遍なく利用されており、飲食に伴う利用以外でも、通院等の日常使いの利用が多く見られ、事業者からは

大変助かったとの声を聞いております。また、酒小売については、1店舗当たりの売上げが3業種中で1番高額となっており、自粛ムードで飲食店への卸売が減少する中、家飲みなどの目的などで利用される結果となりました。食タク券の課題は、プレミアム商品券などと同様に、継続的な消費増につなげられるかということです。いくつかの店では、独自のサービスなどをつけ加えて顧客を開拓した取り組みもありましたが、全体として見ると限定的でした。今後、同様の取り組みを行う場合には、事業者それぞれが個店の売りを磨いて、その魅力が再認識され、顧客を獲得し、継続的な消費増加につなげる取り組みを推奨していくことが大切だと考えております。

次に2点目の商工団体等による独自対策の支援の進め方についてお答えいたします。これにつきましては関連があります。飛騨市まるごと大売出しを実施するに至った経緯からご説明いたします。当市のコロナ対策としての商品券事業は、昨年、3月にコロナの影響が大きい飲食を対象としたプレミアム食事券を発行しました。続いて、特別定額給付金の支給があったことから、地元消費を促進するため、昨年、6月に食事券終了を待たず、大型で幅広い業種を対象としたプレミアム商品券に取り組みました。その後も、飲食業及びタクシーにおいて継続して深刻な影響が続いていたことから、昨年、12月にプレミアム食事券を実施。さらに大きな影響を受けている、酒小売、タクシーに対象を拡大し食タク券としました。こうして取り組んだ中で、課題として見えてきたことは、広く交流を支援する商品券事業は大変コストと時間がかかるということです。商品券の印刷などはもとより、換金事務に多大な手間がかかり、数量にもコストがかかります。さらに大きな課題は、実施期間が長いために、食品などの日用品に継続的に利用され、商品が偏ってしまう傾向があることがあげられます。前回のプレミアム商品券の例をあげますと、スーパーやドラッグストア等の食品、日用品を扱う大型店の売上げの割合が4割以上を占め、発行額が大きい割に広く効果が行き渡らないことがわかりました。その反省を踏まえて、実験的に取り組んだのが、今回の飛騨市まるごと売出しであります。地域電子通貨のさるぼぼコインを使うことによって、印刷や換金等のコストをかけず、しかも翌日には入金ができ、さらに3日間という短期間で実施することによって、日用品等への偏りを避け、広く小売に行き届かせる対策といたしました。その結果、1回目の大売出しは食料品の割合が約18%となり、その他の幅広い業種に満遍なく消費が行き届く結果となりました。

他方で、さるぼぼコインの利用可能店舗はかなり増加しているとはいえ、これを利用していない消費者や店舗がありますので、そこを補うための対策が必要であるという課題がみえてきました。今回の団体提案型経済活性化事業は、これをカバーしようというものであり、地域の事業に精通した商工団体等から提案をいただき、その団体、その地域ならではの活性化策を講じていただくものです。これにより、対象店舗の不公平感を解消すると同時に、市民の皆さんのニーズに細やかに対応していただくことを狙っております。したがって、市が主導して、プレミアム率やセール期間等の条件を示すのではなく、団体ごとにそれぞれの実情に合わせた取り組みをしていただくことで、市ができない部分を補

完していただきたいと考えておますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に３点目の今後の経済対策の予定についてお答えいたします。諸外国の状況を見ますと、例えば、アメリカイギリスではワクチンの普及とともに、一気に経済が回復する流れが明確になっておりまして、日本においても秋以降、そうしたフェーズが来ると想定し、検討を始めているところです。その中では先ほど申し上げたとおり、プレミアムの商品券のような全業種に対して長期間実施され、消費者救済の色彩が濃い事業は、必ずしも適していないのではないかと考えております。その上で、広い業種への消費喚起であれば、短期集中型のものをどう構築していくかということになりますし、不況に立たされている業種に絞った対策。例えば、食タク券と同様なものを別の業種に対して行うのも、１つの案であると考えております。具体的にどのような内容にするかについては、秋以降を見据えながら、コロナ禍の影響がどのように残るかをよく見極めつつ、検討していきたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○５番（井端浩二）

どうもありがとうございます。飛騨市まるごと売出しも大変効果があったということ、よかったんですが、第１回目、５月の２８日、２９日、３０日の３日間、行われて、大変好評やったと聞いておりますが、もしここで、告知していなかったのですが、もし、どれぐらい予算的に支出されたのか、もし、言えれば、言っていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ただいまのご質問にお答えいたします。まるごと売出しの第１弾の決済額は、２，４４１万７，０００円余りとなっております、ポイント付与額としては、４４０万円となっております。

○５番（井端浩二）

では、第２回が７月でした。早いんですが、ざっと、半分ぐらいの予算があるということで、大変、期待をしたいと思いますし、ただ、１つ問題なのはやっぱりさるぼぼコインを加盟していない店があるということなので、そのへんを、今後、どうしていくかというのも１つの課題だと思いますが、私たちポイント会が商売しておるものについては、さるぼぼコインを使用していただくと、お金をもらうんじゃないし、カードでも伝票を切るわけじゃないので、お客様の「あんと」という声はじめて入って、どうもありがとうございますという感じになるんですが、今後の課題というのは、やっぱり、さるぼぼコインの加盟店をふやすということです。何とか、そういったところも力を入れていただきたいと思いますというふうに思っています。

そして、あとプレミアム、今の各商工団体の消費関係のイベントなんですけど、各公募かけたという話を聞いておりますが、何件ぐらい、その公募があったのか、ちょっとお伺い

させていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

提案型の事業につきましては、先週末に締め切らせていただきましたが、全部で4団体に企画を提案していただいております。

○5番（井端浩二）

商工団体が多少限られると思うんですが、その内容については、どのような内容だったのかっていうのを、ちょっと、もし、言える範囲で言っていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

いただいております企画については、いずれも、プレミアム商品券型の商品券を発行し、それにプレミアムを付与するというスタイルの提案をいただいております。

○5番（井端浩二）

その、あがってきた4件ですが、どのようにして決めていくのか、あるいは、予算の配分ですね。どのように決め、もし、人口割で決めていくのか、あるいは、その、規模によって決められるのか、そしてプレミア率も一緒にしな란と思うんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

いただいた企画の予算を単純に合計いたしますと、こちらの予算額よりかなり大きく上回る企画をいただいております。内容については、今、精査をしておりますので、その結果を踏まえて調整をし、配分させていただきたいと思っております。

○5番（井端浩二）

ちょっとごめんなさい。その、予算の配分ですが、内容によって決めるのか、今、ちょっとそのへんの返答が、ちょっとわからなかったんで。仮りに1つの商工団体が、予算をあげてきたけれど、その半分以上を削ってこんだけにしますよという。要は、神岡や古川の商工団体がきたのに、大体、均一に半分、半分に分けるのか。その配分について、予算配分については、大枠が、ざっと1,000万円ぐらいという話を聞いておりますが、それについてはどのように振り分けをする予定ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

きょう、ちょうど夕方、議論しようと思っているんですが、プレミアム率は大体こちら

から、何といたしますか、基準的なものを言いましたので、一致しているんですけども。1店舗当たり、単純に割ったときに、加盟店舗当たりの上限額。上限額というか利用額ですね。その設定が大幅に違うんです。単純に発行して使われる金額を店舗数で割ると1店舗当たり、15万円とか20万円なるという設定のところもあれば、倍以上のすごい金額で設定しているところもありますので、それによって相場が大きく変わってきます。そこを調整するってのが1つのポイントになろうかと思えますし、それから一応、1,000万円という枠をやっておりますけども、今後、この期間は、それぞれ皆さん結構長く設定していただいているものですから、秋まで効果を持たせる。この後ですね、感染の拡大が、ひょっとすると第5波もあるかもしれないというようなことを考えたときに、少し長めのものを設定しておいたほうが良いとすれば、逆に予算枠そのものを少し増額するということもありますし、ちょっといくつも切り口があるので、そのあたりを複合的に議論したいというふうに思っておりますし、きょう、また議論しますが、これから何度か協議を重ねてですね、できるだけ早い時期に方針を決めたいというふうに考えております。

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。予算も大変、1,000万円と決まっていて、それ以上に、もうちょっとふやせないかなということも言おうかなと思ったのですが、そのへんは、きょう、いろいろ内容によって決めるということでしたので、大変ありがたく思っていますし、また、どうしても小売業は大変影響ありますので、そういったのを利用しながら、ぜひ、よいイベントにさせていただきたいと思いますので、それをお願いして今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時20分といたします。

（ 休憩 午前11時16分 再開 午前11時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

発言のお許しをいただきましたので、3点、市の考えをお伺いしたいと思います。

まず1つ目に、広葉樹のまちづくりについて2つ伺いたいと思います。1つ目は、持続可能な産業として根づかせるための市の役割はということを伺いたいと思います。先日、産業常任委員会で、広葉樹を扱う製材所を視察させていただきました。森林面積が市全体の93%、そのうちの7割が広葉樹林という飛騨市です。その、地の利を生かして産業化するという市の目標は壮大であります。ですが、反面ではこれまでは輸入製材の勢いに押されて、山は金にならないと誰もが林業への意欲や関心を失いかけてきた長い歴史も感じざるを得ません。平成16年の激甚豪雨災害では、40センチから50センチの根の短い杉の流木が川に大量に流れ落ちて、あちこちの橋にひっかかり、神岡の山田湖のダムを埋め尽くし、最後には富山県の海を荒らし、富山漁業に多大な被害をもたらしてしまいました。ですから、この間、飛騨市の山林といえば、下流に迷惑をかけないように広葉樹を植林しようというような、市民行事が多かったですし、行政の姿勢も、その印象が強かったような気がしてなりません。そんな飛騨市が、今、この時代になりまして、小径木と言いつつ、広葉樹を活用して、産業化し、まちづくりにつなげる動きを現実化してきたということは、ある意味、考え深いものがあります。山を守り、同時に海を守り、市民を災害から守りながら産業化して市民のなりわいをつくっていくというこの壮大な事業は、ぜひ、成功させて後世につなげていただきたいと思います。しかしながら、飛騨市の産業として持続可能とするには、課題も多いのではないのでしょうか。市としての役割など、地域資源を生かした産業を確立するための展望を、ぜひ、多くの市民の方々にわかりやすく聞かせてください。

2つ目にはその広葉樹を扱う製材所が、市内に1カ所しかないということでした。もし災害や事故が発生した際には代替がなく、心配です。広大な自然を相手にした産業だけに、民間任せで順調に進んでいくのか、不安も募ります。市は、例えば業務委託のようなかたちで、何らかの補償も考えているのか。市の具体的な対策、構想を伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の持続可能な産業として根づかせるための市の役割についてのお尋ねです。お答えする前に、市が推進する広葉樹のまちづくりの基本的な考え方について、改めてご説明します。この事業の目的を端的に申し上げますと、径が細い、あるいは曲がっているなどの理由により、これまで木材チップにしかならなかった広葉樹を市内事業者が中心となり、新しいアイデアやデザインの力で価値の高い家具や什器、建築内装材として販売するところまでを行う、新たな経済循環を生み出すことです。そのためには、川上から川下までのプレーヤー、いわゆる広葉樹を伐採する人、製材する人、木製品を企画、製造、販売する人などが、そろっていることが条件となり、通常はそれらのプレーヤーは、外から

誘致しないとそろわないことがほとんどです。一方で、飛騨市にはそれらのプレーヤーがお互いに顔が見える関係でそろっており、市はその強みに着目し、これまで広葉樹のまちづくりを進めてまいりました。議員ご質問の市の役割は、こうした地域資源循環型のビジネスモデルが実現し、潜在的な資源とも言える広葉樹を高付加価値化し、これまでより利益を生む方法を関係者とともに見つけ出していくことであると考えています。具体的には、株式会社ヒダの森でクマは踊るを官、民で設立したことも、その目的を達成するための1つです。

また、令和2年度においては、樹皮や枝葉など、これまで未利用だった部分を活用した商品開発、加えて、木材人工乾燥技術を開発することで、伐採から販売までの期間を、大幅に短縮する研究にも着手しました。これらの取り組みについて、市内の民間事業者等が単独で実施するにはコストがかかりすぎることを。研究成果が広く地域全体の利益につながることを考えると、このような初期の事業は、市と民間の共同で実施することが、よいと考えております。また、将来の市の役割については、民間事業者や地域おこし協力隊として着任いただいた広葉樹活用コンシェルジュの方々から自走できるまで、市は伴走していきたいと考えております。本事業の今後の展望につきましては、広葉樹のまちづくりが全国的にも例のない新たな取り組みであると評価され始めていることから、当面は方向性を変えず、着実に進めるよう努めてまいります。これまでの成果については、市に共感し、関わっていただいた方々の取り組みが実取り始めており、例えばオフィスの木質化事業の場合、これまで木材チップとして、立米当たり、1万4,000円程度であった広葉樹の価格が建築用材として、立米当たり、2万2,000円程度となり、施工などの木材調達以外の費用も含めた総事業費が、3,000万円を超える事例も出てきています。これら事業は、飛騨地域内の川上から川下までの関係事業者16社と市で組織する飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムの構成員が受注し、組織内のそれぞれが受益者となっており、新たな域内経済循環につながられています。今後も広葉樹のまちづくりを進め、持続可能な産業の実現を目指してまいります。

次に、現業の方々との提携についてお答えします。議員ご指摘のとおり、広葉樹のまちづくりの推進において、市内に広葉樹専門の製材所があることは大きな強みです。一方で、製材所が1つしかないことは、何かの事態が生じた場合、広葉樹のまちづくり全体が滞ってしまう可能性があるなど、体制面の脆弱性につながると認識しています。市はこの課題に対応するため、事業体の後継者育成、確保について、経営者や関係者の皆さんと丁寧に相談しながら可能な支援策等について検討を進めていきたいと考えております。加えて、広葉樹のまちづくりを進めるためにも、関係する事業者それぞれが既存の事業で収益を上げていただくことが重要です。飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムに参画することが経営の負担にならないよう、きめの細かいコミュニケーションをとり、必要に応じた支援策も考えてまいります。具体的には、中小の企業で投資が困難な広葉樹活用にかかる新技術開発への支援などが想定されます。このように広葉樹のまちづくりを支えるプレー

ヤーは民間企業が主役と考えており、市はしっかり伴走しながら支えてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、1つ目のところで、具体的に、また、詰めてお聞きしたいと思います。市は伴走するというお話です。コンシェルジュの自走がかなうまで伴走するというようなことでしたけれども、具体的には、どのようなことを市としてやっていかれるのかということですね、例えば、よく言われるのは、市がコーディネートするとかプロデュースするとかっていう言葉、片仮名の言葉がよく言われました。今、また新しいコンソーシアムという言葉が出てきて、私もブログをいろいろ見まして、こんな言葉は初めてだと思って調べたんですけども、共同体というか、組合というか、そういうような言葉ですよ。みんなで連携していくという、いろいろな業種の方がね。やるということなんでしょうけれども、何ていうんですかね。例えば、伴走というのは具体的に、例えばこんなことですよ。あるいは、接着剤等をして、こんなこともやるんですよというようなことが具体的に、今、あれば、ぜひ、市民の皆さんも大変、関心を持っていますし、一方ではこれまで、山は金にならん、金ならんと言われていたところを、自然を相手に産業化することですから、一体どうやるんだろうという半信半疑な期待もあると思うんですね。そのあたりを、ぜひ、教えていただきたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、具体的にお答えいたします。市内にはですね、まず、コンソーシアムですが、議員ご指摘のとおりですね。この広葉樹のまちづくりに共感して、同じ目的を持った経営者の方々、そして、行政も入ってまちづくりを進めていくというのがコンソーシアムでございます。そうした調整を進めるには、まず、企業ですね、それぞれがやってらっしゃる事業がありますから、それらを、それぞれ強みもあるわけです。得意分野もあるわけです。そういったものを、まず、接着剤という言葉がありましたが、束ねて、どういった産業が起こせるのか。どういった化学反応が起こせるのかということ、市がまずは中心となって進めていくことが1点ございます。

もう1点はですね、特に山側の話、広葉樹を切り出したり、育成するような話になりますと、人工林については知識あるわけなんです、広葉樹は、なかなかございません。そういった意味では、市が専門家をお願いして、長期にわたりますけれども、そういった山の関係、山側のほうもサポートしていくということがあります。

もう1点ですね、具体的なところでですね、今年度から本格的にスタートするんですが、広葉樹を利用すると、現在ですね、大体、山から切り出して製材して、乾燥が1年ほどかかります。そこをどうやったら、先ほどはお話ししましたが、乾燥を早ければ、3か月程度でやれば、かなりこのあたりの、ものの流れが変わってくると考えております。それ

を受けて、市のほうでは、今年度から国の補助制度を使って、そういった申請でコンソーシアムが受けられるわけなんです、そこを市のほうで伴走して、申請の関係等を受けられるようにとか、あとは、具体的にそれをどういった企業の方とどうつないでいくのかということ具体的に伴走して進めております。

○11番（籠山恵美子）

それでは、市長にも1つお聞きしたいと思います。コンソーシアムの設立総会というのが、ブログに飛騨クマのブログに載ってしまして、広葉樹の活用、先ほど、部長もお話になりましたけど、川上、川中、川下ですか、そういう、分け方をして、そういう中で、川上でしたら素材生産者、川中だったら製材事業者などで、川下が実際に木製品製造などの方々で、それが、一体にいるのは飛騨市なんだという挨拶をされていますけれども、この、こういう発想も面白いなと思いますが、この間、視察をしまして、私たち議員の中でちょっと話をした中で、やっぱり、例えば、川下の木工製品、木工芸をつくる方々はそれなりの金額の何十万円、あるいは100万円ぐらいのも売っているそうです。飛騨クマは。ご商売されていますけど、いざ、川上の本当に木を切り落として運ぶ、あるいは川中のそれを製材する方々が、なりわいが同じように、いいかたちで循環して、そのなりわいとして成り立つだけの、何ていうんでしょうかね、見通しがあるんでしょうか。このあたりが、やはり、これは長いこと続いていく産業だと思いますから、10年やって、もうだめよというわけにいかないですよ。先日も、中日新聞に載っていましたが、黒内の子供たちが広葉樹を植樹してという、今度は、既に、育てることから、もう始まっているわけですよ、地域ではね。そういうながい、息の長い、しかも壮大な事業ですから、本当にいいかたちで、なりわいとして成り立たせるために、飛騨市でやれることは果たして何なのかなと思いますが、そのへんを市長はどうお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

1次産業全体に言える問題だと思うんですけども、よく6次産業化なんて言い方をしますが、農産物を付加価値をつけて加工商品にして、どうやって高く売るかという取り組みが農産物で行われています。今回、林業ですけども全く同じ構造ですね。山で切って、もとはチップにしかならなかった、あるいは、本当に、もう、くずのように扱われていたものを加工して、いかに高くしていくかというプロジェクトと議員がおっしゃったとおりなんですけど、たしかに、ここで、1番最終的な目標になるのは、川中と川上にどうやって利益を戻していくかと。ここですよ。これは農業なんかで全く同じだと思っています。そのための1つの課題は、全員が1つのテーブルにつけているか、どうかというのが大きな問題で、そこが切り離されていると、農業なんかでもそうですけど、例えば、トマトをつくっているものが、加工品に回って、すごく高い値で売られていたとしても、切り離されていると、直接それを言うことができない。そういう課題があるってことも、共有する

こともできない。だけど、飛騨市の場合はコンソーシアムというかたちでみんなが顔を合わせているので、自分たちの素材生産の部分に、どうやって、もっと、そこに高値をつけて、製材に売るときに、そもそも、もっと高い値で買ってくれないかと交渉を、みんなの中でやっていく。そうすると川下のほうで、このぐらい利益が出ているので、ここについてはもっと上げるよという話ができて、そのプラットフォームができていっているところが飛騨市のコンソーシアムの強みだと思うんですね。それが第1次産業はどうしても切り離されてしまっている。第2次産業の加工の部分というのが必ず切り離されてしまっているというのが、日本の課題だと思っていますので、そこをクリアしていくというのが大きなプロジェクトです。ですので、おっしゃるように、やはり、素材生産の山側に、もっと高値でおろすことができるようになるというのが究極の目的ですから、そのために、しっかり、製品のところで利益が上がることを確立して、そうすれば、自然とその川中、川上に戻せるようになりますので、そこを同時にやろうっていうのが、このプロジェクトだと。それを飛騨市がやろうということでご理解いただければと思います。

○11番（籠山恵美子）

そういう、仕組みができるのが、このコンソーシアムという。そうしますと、次に、また心配なのは、人力、マンパワーですね。先ほど部長もおっしゃいましたが、どうやってこれから、そういう、なり手をつくっていくかとか、後継者をつくっていく、育成していくかっていうことになると思いますけれども、そういうのも含めてこのコンソーシアムというのは考えていかれる団体なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

きのう、住田議員のご質問の中でも答弁ありましたが、林業の1番今の問題は、やっぱり後継者育成、林業従事者の育成ですから、これはもう、まず、一般的な課題としてあるというのは、もう、これがベースにあるんですが、広葉樹独特の問題でいきますと、広葉樹の伐倒技術っていうのがまた別途にですね。杉、檜を切る切り方と広葉樹の切り方というのは違うものですから、広葉樹の伐倒技術、あるいは、育成の技術ですね。木を決めてどういうふうに計画的に育成していくのかというのが、これは川上の問題になります。それは川下で、この木をこういうふうに使ったっていうことがわかって、初めて山のほうでどういう木をどう育成していくのかということになりますし、それをどうやって切るのかという話になってきますので、そこを一緒にやるのがコンソーシアムだと、こういうことになります。当然、ですから、まず、そういったことがあって、ベースとしての働き手の確保というのは、これはもう林業全体の問題ですので、そういうことをシンクロさせながら取り組んでこういうことでございます。

○11番（籠山恵美子）

それではまた部長にお聞きしたいと思います。2つ目のことですが、たしかに心

配だということですね、製材所が1カ所しかないということ。ですけれども、私、どういうかたちで市は関わっていくのかなと思ったときに、質問には、業務委託のようなかたちでなんかやって、除雪の最低保障制度みたいに、何かそういう除雪のロータリー除雪車を確保してくださる業者の方々に、ある程度補償するみたいな、そういうやり方をイメージしてしまったんですけれども、このコンソーシアムという、団体ができるということは、そうではなくて、そういう必要な資金、資金源も団体がご自分たちでつくっていくということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

コンソーシアムが、今後、広葉樹のまちづくりが具体的に、これから、だんだんだんだん動き出していくわけなんです、現時点では答弁させていただいており、コンソーシアムしてそのものは、任意の団体でございますので、資金的なものを具体的に持っておりませんので、今回の開発する乾燥技術については、100%国の交付金を3年間いただける予定になっております。それで、ただ、その交付金の関係で年度末にそれが実績払いのようなことになってしまいますと、その資金を当面はどうするかという課題がありますので、そのあたりは早急に検討を進めてまいりたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

かつて、本当に災害で苦勞したことを思い出しますとね、やっぱり、隔世の感があるという感じがします。でも、平成16年から、まだ十数年ですけどね。ですから、本当に災害に強い山をつくって、自然をつくって、そして、それが産業につながるということは、本当に市民の皆さんも、これにこしたことはないと思うんですよね。ただ、それに、今度、予算がどうだ、こうだってなると、また別な問題が出てくるかもしれませんけれども、ぜひ、地道にこつこつと、この産業化は力を入れていただきたいなと思います。

次に移ります。コロナウイルス対策についてお尋ねします。まず1つ目に、ワクチン接種の任意性を明確にし、PCR検査は料金を値下げして、もっと普及の促進をということで伺います。ワクチン接種への不安や疑問が最近ふえてきています。国がオリンピック、パラリンピックありきだからなのか、多くのマスコミはワクチン接種の推進報道ばかりです。PCR検査のことは最近話題にもなりません。でも、ワクチン接種については最近心配の声が特に女性からあがり始めています。ぜひ、市民の皆さんには強制ではなく、あくまでも任意であるんだということを常に知らせながら事に当たっていただきたいと思います。飛騨市は各戸に配るチラシに、副反応情報などを出して注意を喚起しております。これは、他市にないことのように他市の方々は喜んでいます。さらに、市民への責任ある情報として、このワクチンは任意接種であることを周知していただきたいと思います。また、感染拡大防止には、やはりPCR検査による判断が大事です。それでも無症状の場合、繰り返し検査が求められることになるでしょう。特に、社会人として働く若い方々が積極

的に受けられるように、検査料をさらに安価に、あるいは無料にして、PCR検査の普及を促進すべきだと思いますがいかがでしょうか。

2つ目には、保育士のワクチン接種を早めて、クラスターの防止をということで伺います。変異ウイルスは子供たちにも感染する危険性をはらんでおり、子供たちのワクチン接種が、これまでの16歳から12歳に引き下げられました。問題は保育園なんですね。各地で保育士が次々と感染を広げてクラスターが発生しています。園児は年齢的にコロナのワクチン接種ができません。よって、保育士への接種を早めることが、大変重要だと思います。もちろん任意ではありますが園児を持つ保護者の方々はクラスターが発生してもなかなか仕事を休めないし、もし、家庭で看病して感染したら、さらにクラスターが拡大しかねません。ぜひ保育士への接種順位を上げて、感染拡大防止を図っていただきたいと考えます。市の考えを伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

正午を迎えますが、引き続き11番、籠山議員の質問を続けます。

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、2点目のコロナウイルス対策についてお答えをいたします。

まず、1つ目でございます。ワクチン接種の任意性を明確にし、PCR検査は料金を値下げして、もっと普及の促進をについてお答えいたします。市におけるワクチンの接種に関しては、国や県の方針を踏まえ、これを推進する立場で取り組んでいるところです。たしかに、ワクチンの効果や被害についての情報があることは承知しています。しかし、どんなワクチンでも一定の副反応等があり、リスクとベネフィットを比較し、どちらが優位であるかを考えて、個人が接種を判断すべきものであると思っています。もちろん、ワクチン接種自体は強制ではありませんし、その旨は、これまでの広報等においても周知を図っております。実際に、現時点での市の75歳以上の方の予約率は85%で、残り15%の方は何らかの事情で接種されない判断をされていると考えることができ、現実的に市民の皆様は自らの意思で対応されているものと受け止めています。また、ワクチン接種に伴う副反応などのリスク情報については市のホームページやチラシの全戸配布により、お知らせするとともに、接種券に同封しています予防接種の手引きにも記載させていただいております。

次に、PCR検査については、市内4医療機関に、核酸増幅検査によるID-NOWという、人員で迅速に検査結果が判明する機器を提供し、無症状者の市民の検査に対して、1回、3,000円の自己負担で検査ができる制度を設けており、5月19日以降から今月6日までで、74件の利用がありました。市では今年の2月にコロナ対策第9弾として、無症状PCR検査の助成を定め、自己負担を1万円、市助成金を1万5,000円としました。これは市内の医療機関が人員で検査ができないため、検体を市外の検査センターに

依頼する必要がある、保険診療に基づく検査費用が2万5,000円となるためでした。今回、ID-NOWを導入したことで、検体を市外の検査センターに依頼する必要がなくなったことから、保険診療に基づく検査費用も1万8,000円となり、市の実質持ち出し分を変えなくとも、自己負担が3,000円で検査ができるようになりました。ただ、いずれの検査においても市の負担は1件当たり1万5,000円と大きいことに加え、民間で市販されているキットなども制度にかかわらず、4,000円から1万円くらいします。このように、こういったものと比較しても自己負担の3,000円は、決して高いとは考えておりません。また、市内事業所において陽性者や濃厚接触者が確認され、市が事業所に対して検査を要請する場合は、全額市が負担することとしています。こうしたことを踏まえ、当面はこのままの自己負担額で制度を続けたいと考えています。

2点目、保育士のワクチン接種を早めてクラスター防止をについてお答えをいたします。昨日の葛谷議員の答弁の中でお答えさせていただきましたとおり、市では給食調理員や用務員の方なども含めた保育園の従事者については、基礎疾患を有する方の次に優先的に接種を行うことができるようにしています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

保育園の従事者の関係の方々、早くに、基礎疾患の方が次に接種できるということで、これは、大変よかったなと思います。PCR検査のことなんですけれども、無料にこしたことはありませんし、今、説明聞きましたら、74件ですか、この間ですね、3,000円になってからということで、もっと気軽に、PCR検査を若い人たちにやってもらいたいという気がします。実は、私の家族も、先週土曜日に、若い人働いていますから、朝、職場に行って、検温して、37度以上あったら、帰されてしまうんですね。私の家族は37度2分あって、もう返されてきて、家で様子見てくださいと、場合によってはお医者さんに行ってくださいと言われるわけですね。そうすると1日、お休みですね。これは大変だと思って、私も、もう慌てて、まずは保健所に行って、保健所は37度5分以上でないと、あれですし、いろいろな症状を聞いてそれはまだ行政検査の対象ではありませんと言われて、次に、古川病院に電話をしまして、古川病院で検査をしてくださることになって、行ってみたら、こんなに簡単に検査ができるのかと実感しました。もちろん私も一緒に、濃厚接触者になっても困るので、やりましたけれども、ドライブスルーみたいに、車のまんまですね。車をつけて、外にそういうのがあるんですけれども、ビニールのようなものを、窓には張られまして、そこに手を突っ込む穴がありまして、そこからお医者さんが長い綿棒のようなもので、喉まで入りますね、ゲホゲホいうほど、昔のように綿棒で鼻だけちょちょこじゃないですね。ですから、唾液のようなものも一緒に接種でとれるということなんです。だから、1番最初の頃のPCR検査よりも、もっと、何か、確率が高いという感じがしますね。こういうことを若い人たちが職場で熱が出たり、あるいはどっかに出かけたというときに、気軽に病院に予約をしてやってもらえたら、もっと安

心して若い人たちが活動できるのにと実際思いました。今、ワクチンについては会社ごとにいろいろ考えておられるようですけれども、国が言うのは、1,000人以上の大規模な会社で企業でないと、ワクチンの職場接種っていうのはできませんよね。しかも、そこにお医者さんを自分たちで確保しなさいというわけですから。そういうことでいうと、ワクチンは、あれ怖いな、もし、副反応が出たらどうしようという心配の方もみえますけれども、もう、PCR検査は、唾液を取るだけですから、全然、体を傷つけないんですよ。そうすると、そういうものを、もっともっと普及させたほうが、結局は、PCRのいいところは、陽性か陰性かがはっきりわかるわけですから、それを1回で、出なくても、1週間置いて10日置いてもう1回やってみようということになったときに、若い人にとって、3,000円はちょっときついんじゃないかなというのが印象です。ですから、もうちょっと、そういうのが、行政検査は無料ですけどね。実際に、積極的に検査をするということになると、やっぱり3,000円。それでも、飛騨市は安くくださっていてありがたいんですけども、今の安い給料の若い人たちが、1日、熱がちょっと37度2分なんてなったら、仕事を返されて、1日休みになって、3,000円払って、PCR検査というのは、今の安い給料の若い人たちは大変だなと思ったもんですから。そういう若い人は飛騨市にいっぱいいますので、ぜひ、今後も検討をお願いしたいと思います。

次に3つ目に移りたいと思います。水道料金の値上げはやめて市民の暮らしを守る行政をお願いしたいという質問です。値上げは地方公営企業法第3条に矛盾するのではないですかということです。飛騨市の水道事業経営戦略、平成30年度から令和9年度によりますと、令和2年度及び令和7年度にそれぞれ20%の料金値上げが計画されています。実際には2年間の改定見送りがありましたが、いよいよ、令和4年度4月からは値上げが実行されようとしています。コロナ被害もあり、このところ燃料や生活必需品が軒並み高騰しています。経済も家計も冷え込んだまま、こういう時代に、さらに水道料金の値上げで市民の暮らしを脅かすことなど、私は行政のやることではないと考えます。地方公営企業法第3条には、経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されています。確かに、飛騨市が高齢者と低所得者に配慮しての改定を計画していることは一定程度、評価できますが、大方の一般市民の家庭でも水道料金の負担は大変大きいのです。例えば、年金者夫婦とその子供、つまり大人3人で、月7,000円から8,000円。子供とお年寄りのいるひとり親家庭でも、月1万円以上水道料金がかかると、上下水道料金ですけども、いっています。飛騨市の場合は上水道を使った分が下水道料金にかかってきますから、他県からの移住者も下水道料金を合わせると、飛騨市の水道代はとて高いと嘆かれています。1日も欠かすことのできない水道水です。水道事業は独立採算制。これまで、ずっと言われてきました。でも、そう逃げずに本来の目的は公共の福祉の増進なので、値上げをいかに抑えるかに全力で取り組んで、値上げをやめるべきではないでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

水道料金値上げのお尋ねでございます。地方公営企業法第3条と値上げの関係についてお触れになったわけでございます。この地方公営企業法第3条でございますが、ご紹介いただきましたように、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと、こういう規定でございます。ここの公共の福祉という文言でございますが、これは公営企業事業をつうじて、国民共通の利益を増進するということを意味しておるといふふうに解しております。水道事業であれば安全安心な水を配給するということを意味しておるといふふうに解釈しています。したがって、個々人の福祉の増進をうたったものではないというのが解釈でございます。また、その運営に当たっては企業の経済性を発揮する企業の論理。つまり、独立採算を原則として、最少の費用で最良のサービスを提供するという考え方で運営するのが地方公営企業法の考え方であるということですから、これを踏まえても、この法第3条と水道料金の値上げ、あるいは水道料金のみならず、さまざまな料金の値上げが矛盾するものではないんではないかというのが私どもの理解でございます。その上で、今回の値上げにつきましては、今後とも水道の供給という、まさしく公共の福祉の増進に資する事業を続けていくために、最低限安定的な基盤を築く目的で行うものでございまして、公営企業法上、税金の投入ができない以上、値上げ分をいかに抑えるのかということに苦心してきた上でのものでございます。今まで本当に何度も、何度も、検討に検討を重ねまして、最低限どこまで抑えられるのかということを検討してきました。水道料金を20%上げないと何ともならないというふうに決めたのは3年前ですが、それ以降も何とかならないだろうかということで、料金収入が計画値に比べ、上ぶれしている点を注視して、いくら今年は料金収入が上がるんだということを見ながらぎりぎりまで持たせるということで、ここまで取り組んできたところでございます。しかし、それでも、もうこれ以上やむを得ないということで苦渋の決断をしたというのが今回の値上げでございます。その改正の内容も大幅な口径別料金の見直しに踏み切るということでも前川議員の質問に答弁申し上げておりますけれども、最も弱い単身高齢者層や年金生活者層の市民に対して、事実上、値上げにならないように、これも工夫に工夫を重ねて制度設計を行ったものでございまして、決して安易に値上げしたということではないということを、ぜひ、ご理解を賜りたいというふうに思います。誰しもですね、料金の値上げということを望まれる方おられませんし、特にこの、コロナ禍、かつ燃料や生活必需品も、今、値上がりしておりますので、こうした中での値上げであるということも重々承知もいたしております。しかし、これ以上、現状のまま据え置けば、今度は水道施設全体の維持が難しくなる。

どこかで誰かがやらなくちゃいけないというのが、水道料金の値上げでございまして、それを決断させていただいたということで、こうした事情にあるということを、ぜひ、ご理解いただければ幸いに存じます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私たち、全員協議会に出された資料を見ましても、本当に苦勞されたんだなというのはよくわかるんです。本当に細かくいろいろと、書き込まれてありましてね。ですけども、やはり、かつての一部の人の受益者のための水道というのとは違いまして、今、皆水道ですよ。ですから、これは企業会計でやるというよりも、一般会計から必要な分をきちんと繰り入れるということが、もう、当たり前前の時代ではないかなと思うんですね。私は。それで、かつて、こういうことを言ってくると企業会計なんだから、それはできないんだっていうのがずっと答弁でしたよ。ですけども、例えば、何年か前、前の市長のときに公営会計で言うと市民病院もそうですよね。市民病院も国からのいろいろ入ってくるものでやっているわけですけども、その設備投資のために、飛騨市は、名前は補助金だったと思いますけど、出資金か補助金だったと思いますけども、1億円、ちゃんと一般会計から投資しているんですね。そうやって必要なら、そこにちゃんと皆さんの税金で皆さんのためになるんなら、投資するという考え方、これは、もう、当たり前だと思うんですよ。もう、水道の公営企業の水道会計は、専門的な中身ですから、なかなかわかりにくいんですけども、この間、一市民だから、一市民の頭でちょっと勉強してみようと思って、平成元年度の決算を、もう、縷縷読んで、ちょっと勉強したんです。そうしましたら、あれこれは何だろうと思ったんですけども、新しく水道を引いたときの加入金ってありますよね。あの加入金というものが、営業収益に入っていない、資本的収益に入っていて、つまり、加入金そのものは、この平成元年度でも四十何件で、約500万円ほどありましたかね、四百何十万円ほどの加入金合計がありましたけれども、それが、結局は、市民の納めた水道料金と、それから加入金と納めて、これだけ収入あるんですよというところから、加入金は抜いてしまっていて、資本的収益の中に入ってしまった、それが全部、改良工事、設備投資みたいなのところにばかり使われているというのは、やっぱり、ちょっとおかしいんじゃないかと。普通の企業会計からいっても、企業の方に聞きましたけど、企業会計でそんなことあり得ないと。お客様からいただいた加入金のようなものは、ちゃんと収益に、営業収益にあがっているということでしたから、なぜ、水道会計だけ、そういう特別なことをするのか。そうすれば、結局、皆さんが納めて、市民の皆さんが納めた水道料金と加入金、しかも、加入金が入ってきませんから、赤字だ、赤字だ、赤字だから、値上げしなければならない。しかも、減価償却費ですか、これが、何だか、2億数千万円ってものすごく高い金額で、もう用意されているという、このあたりは、やっぱり研究して、もうちょっと詰めていかないと、私たち、騙されてしまうかなと。これは、つくられた赤字になってしまうんじゃないかなと思い出したんですね。このあたり

は、どうお考えになりますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと、細かいところを、ここで、私、あんまり詳しく説明できませんけども、ただ、加入金は設備に関する部分ですので、資本的収支です。今まで違和感を感じたことはなかったんですが、ちょっと、ここは、よく、もう1回、勉強してみたいというふうに思います。ただ、全体的にですね、病院の話もお触れになりましたけども、病院なんかは繰り出しの基準が決まっていまして、ルールがあって、これだけ一般会計から繰り出させるよというルールの中で泳いでいるんですね。そういう仕組みですから、一応、交付税の中に繰り出す分を前提として地方交付税に算入されている部分なんかもありますし、それはルールの中で行われているというのは、全体的な、この公営企業のルールですね。ですので、私自身は、つくられた赤字的なところが、あるか、ないかということに関しては、当然、もう、そんなところがあれば、逆に値上げせずに、そこを期待するように我々も考えますので、それが何ともならないものですから、こういう事態に至っているわけですから、また、いずれ、どこかの段階で、ですね、そういったご説明もできる機会もつくればというふうに思っておりますけれども。いずれにしても会計の中で、今の解釈の中で泳げることでは決してない。それから、また、加入金につきましても、インパクトとしては非常に小さいものですから、今後、かかる設備投資の費用に比べますと、そういったことを考えると、やはり、一定の補修財源を確保していくというためには、やっぱり、水道料金の中で泳いでいかざるを得ないということかと思います。ただですね、前も一度、申し上げたことがあると思うんですが、これは国全体の問題でありまして、そういった公共インフラ、特に水というですね、もう本当、生活の基本中の基本のインフラが、どこも高齢化といいますか、老朽化していく問題というものを抱えていて、それを水道料金の中だけで賄おうというのは、これはもう国全体として無理があるんじゃないかということは、私かねてから思っております。したがって、やはり、これは、例えば、財源を消費税に求めるのか交付税に求めるのか。そのあたりはいろいろな議論がありましょうけれども、やはり、国で何かしらのサポートを、道路とかですね、そういった橋梁とかと同じように入れているかないと、これはもう人口が少なくなる中で1人当たりの負担はふえていく一方ですから。これは、今後、介護保険とか医療保険と同様にですね、やはり、しっかり国で議論されるべき問題ではないかということは、かねてから思っております。たまに、そういったことも触れることがあるんですが、これは、むしろそうした議論の中で、しっかり一般財源の措置ができるようにですね、国なんかとも議論をしていきたいと思ひますし、そういったことも要望としていきたいなというふうに思っております。

○11番（籠山恵美子）

私たち議会としても、やはり国に、もっと声をあげていかなければならないかなと、た

しかに思います。ただ、執行部にだけ要求するのではなくてね、私たち議員は、もっと県にも国も言う手づるもあるわけですから、それは頑張っていきたいなと思いますけれども、今の市長の答弁では、すぐ値下げしますというふうにはならなさそうなんですけど、もっと勉強して、これからも論破していけばいいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

〔１１番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で１１番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午後１時１５分といたします。

（ 休憩 午後１２時１５分 再開 午後１時１５分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

２番、水上議員。

〔２番 水上雅廣 登壇〕

○２番（水上雅廣）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

最初に都市計画についていくつかお尋ねをいたします。都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、農林漁業の地方を図りながら健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動及び合理的な土地利用の確保を図ることを基本理念として、都市計画法の中で当該市町村の都市計画に関する基本的な方針、都市計画マスタープランを定めるものとされています。現在の飛騨市都市計画マスタープランは２０１３年１２月に制定され、まちづくりの基本理念をみんなで創る安心、快適、住み続けたいくなるみんなの町飛騨市とし、まちづくりの目標をこれからの飛騨市にとって住み続けたいくなるまちであることが最も重要なことと位置づけ、その実現の要素として自然と人との調和したまちづくりなど、５項目が示されています。今議会に、都市計画マスタープラン改定事業の繰越明許費の報告がありましたので、現在、改訂に向けて作業中ということだと思いますけれども、現在のマスタープランの目標年次は策定から１０年後の２０２２年と設定されていますので、目標年次まで、あと残すところ１年となります。そこで、まず、お尋ねをいたしますけれども、現マスタ

ープランの評価結果や検証結果、マスタープランの見直しの必要性及び今後の進め方についてお聞かせください。

次に、本年3月10日、古川都市計画用途地域が変更されました。主な変更内容は、宮城町地区の国道41号と、宮川の間に於いて、居住系の土地利用が進んでおり、現況の用途地域の工業地域の指定と土地利用の実態に乖離が見られるため、適切な用途地域の指定により、良好な居住環境を保護していく必要があること。また、令和2年6月に、飛騨高山大学設立基金が大学の建設予定地として選定したことにより、今後の土地利用の方向性が明確になったことから、用途地域を工業地域から第1種住居地域へ変更を行うというものであります。現行の都市計画マスタープランでは、宮城町地区を計画的土地利用転換誘導地区に位置づけ、計画的な土地利用の規制誘導及び現況土地利用の状況から用途地域の見直しなどの検討が必要な地域となっており、加えて、基盤整備の方法としては地区全体における土地区画整理事業による整備を優先的に図り、実現可能な地区から施工する段階的な整備や、必要最低限の道路の整備、また、地区計画による増の位置を指定することにより、建築行為により、段階的な整備など、実現可能な方策を検討し、都市の利用に向けた整備を推進しております。さらに、都市計画道路、宮城橋線は飛騨市中心部と、東海北陸自動車道をつなぐ重要な道路であることから整備を図るとされ、優先的におおむね10年以内に整備を図るとされています。宮城地区に飛騨市初の4年制私立大学が設置をされる予定されることになり、教育をはじめ、昼間人口の増加や地域コミュニティーの活性化、学生の社会貢献など幅広い分野において、さまざまな効果を期待することが出来ます。千載一遇のチャンスと言えるかもしれません。宮城地区全体の土地利用計画や区画整理事業、都市計画道路宮城橋線及び周辺道路整備についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。エリアを外れますけれども、古川清見線の改良促進、あるいは朝開町の農産物直売所の跡地利用などを含めて、健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動及び合理的な土地利用の確保を図ると言ったようなことを検討するよい機会になるのではないか、そのように考えますのでお尋ねをいたします。

3点目ですが、現マスタープランでは古川地域内における都市計画道路は、計画延長12.17キロメートルのうち、7.51キロメートル、約62%が整備完了。2.05キロメートル、約17%が概成済み。2.61キロメートル、約21%が未整備の状況で、計画以来、整備がなかなか進まない状況もあり、全ての都市計画道路を早急に整備することは困難であると考えられ、既に整備されている道路を生かし、未整備都市計画道路の部分的な整備によるネットワークの構築など、効率的で効果的な道路整備の検討、また、既に道路があり、建築物が道路境界線の近くまで立地し、道路拡幅が相当に困難な都市計画道路の部分は、道路構造の変更等による整備方針の方法を検討するとされております。都市計画道路は用地補償や道路整備に膨大な予算と年月を要し、地域の方々も完成を期待する声もあれば、計画そのものに反対をされるような声もあるのか、さまざまあると思います。整備方法を検討しているとされている都市計画道路、片原東町線、栄町是重線、

中心橋線の3路線について、検討結果及び今後の進め方をお尋ねをいたします。あわせて、JRをまたぐ南北横断道路の整備についてどのようなお考えを持って行ってみえるのかお尋ねをします。

4点目、現マスタープランの全体計画では、飛騨市全域のまちづくりの構想を策定しますということで、宮川町、河合町の道路計画についても触れ、国道県道について維持整備を図りますという記述があります。そこで、国道360号、種蔵打保バイパスについて、さっきの一般質問の折、市長は、1号トンネルの着工が山場だということで力強く述べていただきました。その後、何かしらの動きがあったのかお尋ねをいたします。

また、河合橋についてですけれども、今は種蔵打保バイパスというか、進行中の事業に傾注したいというようなことで、なかなか、そちらのほうに事業費を向けることができないんだというお話は承っておりますけれども、かけかえ計画が遡上してから20年以上たつのではないかというふうに思います。そうしたことから、今年度はどのような計画になっているか。そろそろ次の段階にいついていただけないのか。飛騨市として、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

また、先日、路面冠水に伴う通行止めについてというチラシが各戸配布されました。国道360号、岸奥地内の冠水による事故を未然に防止するための措置であろうということとは理解をいたしますが、その迂回路として、まず、森安、角川間の市道、林道、これの整備を改良計画が必要なのではないかというようなことを思います。これについていかにお考えか、お尋ねをいたします。

今ほど申し上げました国道360号の岸奥地内の冠水区間、落合地内の急カーブ、幅員狭小区間、国道471号、大無雁地内急カーブ、幅員狭小区間、これらの解消に向けて、市はどのようなお考えをお持ちであるのかお聞かせをいただきたいと思います。かつて、合併前の旧宮川村時代に、富山、高山間の道路整備促進を目的に、富山空港直結道路整備促進協議会というような、民間団体が結成をされておりました。そのときに、丸山バイパスや宮川細入道路など、整備促進活動を行う中で「大無雁トンネル」と言ったような構想が一時期、浮かんだことがございます。当時は進行中の360号の整備が、最優先ということで、その後は、声を大きく上げることはありませんでした。ただ、今般、岸奥から大無雁間のこうした問題を解消していくにあたって、それと、東海北陸自動車道富山、高山間を補完する道路、それから国道41号を補完する道路として、大無雁トンネルと行ったような構想も持っていたいただけないかどうか。これについてお尋ねをさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の現マスタープランの評価検証、見直しについてお答えします。昭和43年に現行の都市計画法が施行されてから、市においても人口、土地利用、施設の配置

など都市の将来あるべき姿を描き、そのために必要な規制、誘導、整備を行い健全な都市の発展を目指すという都市計画の基本的な考えのもとに、計画的な長期的な計画の中で、道路、公園、区画整備などの社会インフラの整備を進めてまいりました。

しかしながら、数十年が経過し、人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小など、多様な地域課題に直面した現在、従前のような計画的かつ積極的な道路などの開発を進めていくというイメージの都市計画ではなく、現在まで整備してきた都市機能をいかに維持していくかといった視点に重点を置き、このたびの大学建設のような特別な事情があった場合に、土地利用を見直すといった進め方が地域のニーズに即した都市計画であると考えております。次期マスタープランの改定に当たっては、現状分析、課題把握、成果の検証などを進めておるところでございますが、上位計画を踏襲し、道路などの開発についてのビジョンは継続しつつ、都市機能の維持を基本的なコンセプトとして、マスタープランの見直しを検討いたします。

次に、2点目の宮城町地区の整備についてお答えいたします。古川町、宮城町地区は、平成25年以前は比較的大きな工場を誘致する工業地域としての土地利用を計画していましたが、小規模な前栽畑などが多いことなどの理由から、工業用地としての土地利用が進まず、逆に住環境の適地となり、道路沿いに住宅が増加したため、既存の工場と住宅が混在した地域となりました。そのため、平成25年に改定した市の都市計画マスタープランでは、工業系と住居系のそれぞれの土地利用を保持しながら誘導するようゾーニングを行うことを計画しておりましたが、令和3年3月には大学の建設計画が浮上してきたことから、これをきっかけとして、大学周辺地域を文教施設と一体となったまちづくりを推進するために、住居系の用途地域に変更しました。宮城町地区は大学を中心とした文化や教育などの地域交流拠点としての活用が期待され、市としましても地域の住環境や周辺道路の整備を推進する必要があると考えております。当地区の整備につきましては、1番目として大学周辺地域の住環境整備、2番目として拠点と公共交通機関を結ぶアクセス道路の確保、3番目として住宅地としての利用促進の3つが考えられます。

1つ目の大学周辺地域の住環境整備につきましては、令和4年度までに市道の拡幅及び取付け道路の整備を実施する計画であり、令和3年度の8月に地元説明会を行い、地域の要望と意見を伺いながら事業を進めます。2つ目の拠点と公共交通機関を結ぶアクセス道路の確保につきましては、対象路線である都市計画道路、宮城橋線及び栄町是重線は、車道幅員はおおむね計画どおり整備されており、歩道も片側の動線が確保されております。今後、車両や歩行者の交通量が増加し、より交通安全対策が必要な場合は、優先的に整備するよう県に要望いたします。3つ目の住宅地としての利用促進につきましては、地域の未利用地を有効に活用し、住宅地としての土地利用を促進する方法として土地区画整理が考えられます。しかし、平成16年に地元地域から土地区画整理を含めた要望があり、検討を行いましたが、前栽畑が多く、地権者の同意を得ることが困難であるとの理由により、実現に至っておりません。この件につきましては、検討から年月が経過しており

ますので、地元地域や所有者の協力が得られるようであれば、再度、検討を行いたいと考えております。

次に、3点目の片原東町線、栄町是重線、中心橋線の3路線の検討結果及び今後の進め方についてお答えいたします。都市計画道路である片原東町線、及び栄町是重線の一部と中心橋線につきましては、現行の都市計画マスタープランで整備方法を検討する道路として位置づけております。この3路線のうち県道を除く市道部分は、栄町是重線の一部、延長466メートル及び中心橋線、延長1,130メートルであり、平成28年度には、その区間の住宅セットバック状況調査を実施いたしました。その結果、栄町是重線は住宅70件中、補償対象が62件、中心橋線は住宅28件中、補償対象が20件あり、事業を実施するためには非常に多くの住宅の移転補償が必要になることを確認しております。人口増加が著しく、住宅がふえている状況下であれば問題はないと思いますが、この人口減少化にあって、これらの道路を整備した場合、数十件もの住宅が移転することとなり、市外への人口流出や空き地の増加など、大きなマイナスの影響が懸念されます。また、調査結果のもとに、道路整備した場合の概算事業費を試算すると、栄町是重線は、約21億円。中心橋線は約12億円もの事業費がかかります。近年の大規模な道路整備の中で、今年度完成予定の神岡町の市道釜崎朝浦線の総事業費は、約9億円であり、平成20年度から14年をかけて整備することを考えますと、栄町是重線等は、市としては数十年に一度の大規模事業となります。また、国土交通省の街路事業、補助率2分の1の活用が考えられるものの、残りの財源確保には大きな負担を伴うため、財政面を考えると早急に整備を進めることは非常に困難であると考えます。他方で、側溝改良や道路の維持補修など、地域の身近な小さいところに対する市民のニーズは、極めて高いのが実態であり、市としては地域の都市基盤をしっかりと維持し、市民に利便性や住環境の向上を実感していただけるような整備に重点を置きつつ、基盤整備全体の予算枠の中で、慎重に整備力所を選定し、対応していきたいと考えます。

また、JRをまたぐ南北横断道路につきましても、巨額の事業費がかかるため、栄町是重線等と同様、早急に整備する考えはございません。先ほども申し上げましたように、これらの道路整備については都市計画における大きなビジョンとしては残しておきたいと考えておりますが、地域の特別な事情に対する取り組み以外は、都市機能の維持を基本コンセプトとして今後の整備のあり方を検討していきたいと考えます。

最後に、4点目の宮川町、河合町の道路整備についてお答えします。国道360号、種蔵打保バイパスの1号トンネルにつきましては、先般、古川土木事務所から今年度の当初予算の事業説明をいただいた折、1号トンネル坑口灯分までの測量と予備設計が含まれていることをご説明いただきました。これは県として、次は1号トンネルに着手するという意思が示されたものと理解しており、大変ありがたく思っております。市としては切れ間なく事業が進捗するよう、今後も強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、河合橋につきましては、長年その対策について要望を重ねておりましたが、平成

28年度に当時の上手副知事に直接ご視察いただいた結果、ようやく環境調査に着手していただくことができ、現在も鋭意、進められていると理解しております。限られた県の事業費の中では、1号トンネル開通が最優先とならざるを得ない事情は重々理解しておりますが、河合橋についても検討が途切れることがないよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、路面冠水における迂回路につきましては、市道臼坂線や林道森安臼坂線は国道360号の落合岸奥間迂回路として重要な役割を果たしております。飛騨市では現在、国の社会資本整備総合交付金を活用し、道路防災事業を進めており、今年度は市道臼坂線において、落石対策工事を、そして林道森安臼坂線においては法面補修工事を行う予定であり、危険カ所の対策を順次進めております。なお、当路線は峠を越える山岳ルートで、国道360号の迂回路として一般に開放していくためには、多額の事業費が必要となることから、地元市民等を対象とした迂回路と位置づけ、その機能維持に努めてまいります。

次に、岸奥地内の冠水区間、落合地内の急カーブ、幅員狭小区間、国道471号、大無雁地内急カーブ幅員狭小区間の解消については課題の多い区間であると十分認識しておりますが、市内において大きな事業が複数ある中で検討課題としての俎上にはあがっていないのが現状です。ただし、この区間については河合橋のかけかえと関連してまいりますので、適切な時期に県と協議してまいりたいと考えております。

次に、大無雁トンネルの構想につきましては、幅員が狭小、カーブが多い区間で、冬季の別を考慮しますと非常に効果が高いと思われませんが、膨大な事業費が必要となること、また、技術的に見てもJRとの交差が避けられず、関係機関との協議に年月が必要で課題が多くあると考えます。したがって、種蔵打保バイパスの全面開通のめどが立った後、次なる市の将来構想の一つとして考えてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○2番（水上雅廣）

丁寧ありがとうございます。たしかに4点目のことについては、いろいろ課題も大きいことは承知しました。河合橋のことについても、大無雁トンネルを含めてですけど、いろいろな条件の中で考えていかなければならないことなので、ということは十分理解いたしました。ただ、こうしたことも、何度も何度も、くどく申し上げて申し訳ないんですけども、やっぱり、今のコロナなんかでも、そうですけど、国も本当に大きな予算を出されて、前年が170兆円とか、今年でも106兆円とか、こうしたことが終末状況にもよるのかもしれませんが、ずっと続いていくと、どうしても公共事業とか、そういったところへのインフラ整備に対する投資とかって、どうなのかなという心配もあったりするんですね。そういった中で、しっかりと次の、何ていうか計画みたいなものも、持っていたくということも必要なんじゃないかなという思いと、それから、やっぱり地元も、もちろんそうなんですけども、市にしっかりとそういう考えの中で動いていただけるようなことも、また、たびたび、お願いをしていかなければ難しいのかなということもあり

ましたので、また、あえて質問させていただきましたのでお願いいたします。

それから、宮城橋含めてですけど、今の大学誘致の関係で、千載一遇のチャンスじゃないかなんて申し上げましたけども、たしかに小さい畑が、もう、それもきれいに、もう、皆さんおつくりになっていて、これをどうしようっていうのは悩まれるし、地権者の皆さんもいろいろなご意見があることは、そうなんでしょう。ただ、やっぱり、私は個人的には古川の町というか、古川市街地が観光とか、それは商工業のいわゆる飛騨市の1番大きな柱になる地域、地区でないかなと。ここがもうかってもらうのが、飛騨市の元気が1番出るのかなってことを勝手に思ったりするわけです。そうしたときに、まちなかの整備って、こうしたことを契機にして、いろいろ工夫されてもいいのかなということも思います。それと、何回か、ほかの議員さんからの一般質問もありますけど、例えば、シニアカーの運行の安全とか、それから、児童生徒の通行の安全とかっていったことも、今の都市計画道路の中に含まれてきたりするわけです。そうしたことを含めて、今は歩道が片側できているんだっていうお話でしたけど、できれば両側歩道とかいったことも、含めて、検討を動かしていただけないかなということと思うんですけども。そのへんについてはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

宮城橋線の片側歩道の部分につきましては、今現在は片側歩道で動線として、歩行者の動線としては古川駅までの動線が確保されておるということでありますけども、やはり、今後、学生の人たちが増えてきて交通量がふえてきてということを考えると、両側に歩道があったほうがいいのではないかなというふうには、私も思っております。このことについては状況とかですね、いろいろな現状の変化を見ながら、こちらの県道になりますので、県のほうへ要望していきたいと思えます。その際には用地交渉とか、地域の調整とかというのは飛騨市のほうでしっかり対応させていただきたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

よろしくお願ひしたいと思ひます。少し細かくなりますけど、1つ、今の宮城橋線のところ、今の大学の設置に向けて道路改良、拡幅を一部やられるというお話でしたけれども、少し具体的にお聞かせいただけるとうれしひんですけど。いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路の整備につきましては、大学の用地の前面に接道する部分の市道、宮城町1号線との道路と交差する宮城町2号線の幅員が非常に狭いため、拡幅を予定しております。現在の計画では、今年度、来年度で用地買収をしまして、令和4年度から令和5年度にかけて、できれば工事が、できればなというふうに使っております。令和6年の大学開校までには

整備を完了したいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

わかりました。先ほど申し上げましたが、マスタープランって、私は夢のある基本方針にしてもらえるんだというふうに勝手に思っていますし、それがもとになって、古川町の町のなか、本当は、なんて表現したら、駅裏、駅表と言ったらいいんですかね。そっこのほうの関係も、できれば往来がしっかりといきやすく、やっぱり、その人も住みやすく、訪れてくれる人、来る人も来やすい。そういった環境にしていっていただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。この件については、このくらいにして次の質問へ入らせていただきます。

2点目ですけれども、ウッドショックへの対応ということで、少しお聞かせをいただきたいのですが。この、コロナ禍の中で、ウッドショックと言われる木材不足が深刻化していると言われてます。住宅用木材の不足、価格の高騰が世界的に起きていると言われ、日本も例外ではないようです。新型コロナウイルスの影響で、在宅ワークあるいはリモートワークなど、そうしたことの普及によって、住宅需要が増加し、需給のバランスが崩れ、価格の高騰につながっているようなことらしいです。きのうも、ある議員おっしゃいましたし、きょうもありましたけども、国土の7割が森林と言われる日本ですけれども、これまで長く輸入材に頼ってきたことから、山林の過疎化ですとか、高齢化が進み、簡単に供給をふやすことができない。そんな中で価格の高騰を抑える調整することができないということが現状だというふうに言われています。そうしたところで、まず、市としてですね、このウッドショックと言われる木材不足が深刻している状況。このことについてどのようにとらえられているのかお伺いをまずいたします。

次に、飛騨市が発注をする建物を、建設工事や建築工事、こういったものがあるわけですが、そうしたもののにも資材調達ですとか、それを含めて予算面への影響が出てくるのではないかなということ、少し懸念をするところであります。鋼材なんかも、少しずつ値上がりをしている状況だというふうに聞いておりますので、そんな中で、今のウッドショックと言われる木材の高騰があるわけで、市が発注をする今後の事業に対しての影響を、それが、どのように考えていらっしゃるのか。お聞かせをお願いします。

3点目に、この減少がいつまでも続くのかわかりませんが、林業についてですね、国や自治体が補助金に依存して、施業を賄う人が、これが、担い手が不足をしておるとずっと言われている状況であるんです。それを、一自治体だけの対応でどうにかできるっていうところではないというふうに思いますし、受注調整なんかでも、それができるとは思いませんけれども、そんな中で、ですね、さっきの森林組合の総代会、少し伺いました。そのときに、ある方からは獣害対策を含めて、森林整備についていくつかご意見が出されたようであり、そうしたこともある中で、ウッドショックで、いろいろ考える中で、これを期にしてですね、飛騨市として林業振興を図ることから、森林環境譲与税の使い道、これも何度もお願いをしておりますけれども、そういったものを活用して、作業路網の整備、

それから獣害被害木への対応、そういったものを、市有林、民有林施業の一層の推進を図っていただけないかということを、どのようにお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目のウッドショックに対する市の考え方についてお答えします。現在、世界的に木材が不足し、価格が高騰するなど、ウッドショックと呼ばれる事態になっています。国内では特に、針葉樹価格が高騰しており、県内事業者への聞き取りでは、九州産のスギや関東産のヒノキなどは、1.9倍にもなっているとのことでした。市内においても建築関係事業所において、主に住宅の柱材、間柱材、はりなどの建材が入手困難となっていると伺っており、この状況が長引けば、今後の住宅新規着工に大きな影響が出るのではと心配しております。これまでは、環境問題などに起因する伐採制限など、供給側の事情によりましたが、今回は中国やアメリカで想像以上の木材需要が高まるなど複合的な要因により発生しているようです。有識者の意見はさまざまで、秋には終息するというものから、年をまたいで続くというものもあり、先行きが見通しにくい状況です。また、一部専門家の間では、今回のウッドショックは需要を伴わない投機的な資金流入が国産材価格に拍車をかけているとの分析もあります。こうした状況を踏まえ、市内の関連事業者への聞き取り等を継続し、状況を注視してまいります。

2点目の今年度市が行う事業への影響についてお答えします。市が発注する土木工事に必要な鉄筋コンクリート、アスファルト、石材について、今年と昨年の単価を比較しました。その結果、値上がり幅は少なく、また、市内事業者からの聞き取りにおいても、今のところ影響は確認しておりません。一方で、今年度は木材使用が多い。上町農産物直売施設の建築を計画しております。8月に発注を予定していましたが、ウッドショックによる木材価格高騰の影響で当初予算額に収まらない可能性も出てきております。それに対応するため、現在、再見積りを依頼し、工事費について、再精査した後、不足予算の規模、財源確保、発注時期について、早急に検討をしております。また、財源の一部となる国庫補助金の増額がどの程度、認められるかの確認も必要であり、現在、東海農政局と協議を進めているところです。

3点目の私有林、民有林生業の一層の推進についてお答えします。森林整備を適切に実施するためには議員がご指摘された作業路網の整備は重要な課題であると受け止めております。このため、市では災害に強い森づくりと効率的な森林施業の実施を目的に、市単独の民有林整備事業を創設しております。これは林業事業者が受ける国及び県の補助制度を市が補完することで、民有林整備が一層推進される仕組みをとっているものです。当事業により、令和2年度に間伐された森林面積は約93ヘクタール。ご指摘の作業路開設

は約１．５キロメートル。補修した作業路は約６キロメートルとなっております。森林環境譲与税を有効に活用するためには、現場で森林整備に当たる林業事業体の声を傾聴することが大切です。市内の中心的な林業事業体である飛騨市森林組合にお話を伺ったところ、森林整備を進める上で作業路網の整備は必要条件だが、将来への大きな課題は人材の確保と育成であるとのことでした。その背景には、民有林における間伐等の森林整備や送電線などに関係する小木伐採に加え、今後は人工林の主伐と再造林の業務が増加することがあると考えております。森林環境譲与税は市町村において、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に使えるとされています。住田議員のご質問にもお答えしましたが、まずは現場のニーズが高い人材育成、確保について新たな支援策を構築できないか、森林環境譲与税の有効活用を検討してまいります。あわせて、作業路網の整備や獣害被害木への対応は重要な課題と受け止めておりますので、民有林整備事業に必要な予算の確保に努めるなど、私有林、民有林整備の一層の推進を図ってまいります。

〔農林部長 森野村久徳 着席〕

○２番（水上雅廣）

ありがとうございました。質問に対しては、ほぼほぼ、期待ができるような回答だったというふうに受け止めさせていただきます。ただ、気になったのは、今の直売所の関係なんですけど、これは、今のウッドショックの関係を見ながら、少し設計を、もう一度、再設計するんですか。発注時期が遅れて、遅れるということは、当然、完成のめどとしていた時期も遅れるんで、そのへんについては、運営上、今の指定管理者、これからですけれども、何ていうのかな、あまり影響はないということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

はい、ご心配いただいたとおりですね、今の、特に、今回の直売所でございますが、答弁させていただいたように、木材を中心に特徴を出したいというふうに考えております。それで、今ですね、まず、予算上の問題もありますけれども特に梁とか構造に使う集成材ですね。その確保ができるのかというのを、今、調整をしているところであります。予定どおりいけばですね、８月の着工を予定どおり目指しておるわけなんですけど、現実的にはですね、もしかしたら遅れる可能性が出てくることも想定しなければならないというふうに考えております。たまたまですね、これから議会にもお諮りする指定管理者の予定の方がですね、現在の地場産市場の方でございまして、仮に遅れたとしてもですね、現状の場所で、直売所ですね、やっていただくこともありますので、そのあたりも含めて、よくよく、丁寧に調整をしてまいりたいと考えております。

○２番（水上雅廣）

それからもう１点。担い手、人材育成が大事だということはわかります。ただ、ただと

いうか、施業は、何も、その森林組合さんとか、そういうことだけじゃなくって、その所有者の方、個人業者みたいな感じですよ。そういった方が山に行かれて、いろいろ施業をされることだってあるんです。そうしたときに、何が、その集落で、作業道を守ってらっしゃるところとかあるんですけど、そういったこともできないところって、その人が行って、もういろいろな手入れをしなきゃいけない。それも限界があるんです。今、お聞きしたところでは、いろいろ開設とか修理、修繕のほうの対応のほうも手を入れてもらっているみたいですけど、もっと、何とか、状態をよく管理していけるようなところに、その環境譲与税みたいなのを、もう少し工面して入れてもらうようなことを考えていただくことはできないのか、そこだけちょっと。意見を、答えを求めます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご承知のようにですね、森林環境譲与税は、本来、条件が不利なところの間伐を進めるということで、国が制度設計をして、このような形になったものです。なので、どちらかというと、間伐や主伐をして、それから、それを外に出す。つまり、作業路網整備して出すということは想定はしてない。想定はしてないというかですね、そこに、多くの予算を充てないというようなことにはなっているんです。しかしながら、水上議員のおっしゃることもよくわかりまして、先日も太江の作業路、森林経営計画によって5年間整備されたところに行ってきたんですが、間伐して、搬出するのに整備をされたんですが、平成30年の7月豪雨で、一部はですね、もう崩れている場所も現実になりました。その現場で、どこまで投資をするのかというところは非常に難しいと、現場で改めて感じたところです。一方で、個人の方や、あるいは集落が作業路を草刈り等で管理してらっしゃる方もいらっしゃいますので、そのあたりは森林環境譲与税なのか、あるいは、国のそういった活動に対して支援する制度であったりとか、そのあたりを、いろいろ調べて何かの対策は検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

何とかそのへんの制度的なことの設計をお願いをしたいと思います。それから、もう1つ、ついですが、林道もですね、これは、公道なんですけども、きのう、ちょっと基盤整備部長は、例えばですよ。林道なんかは、森林施業の面では集材とか、そういったことにはあまり必要がないとおっしゃったんじゃないのかな。そういうことは、まれだとおっしゃったのかな。そういうことに使われるのは、まれやということをおっしゃったんですけど、そもそも、林道って森林経営のためにつけているものじゃないですか、幹として。そこから作業道とかとなっていくんですけど、今、一生懸命、市のほうでも林道の維持管理費、予算をつけていただいて、そこそこやっていたいただいているのは承知しているんです。ただ、この間もお話をさせていただきましたけど、つつこみ林道とかありますよね。本当に、その昔、造林のためとか、本当にそれこそ森林管理のためにつけて

いた林道。そういったものってあまり手入れをしてないんです。その先に作業道があったりして、森林管理ができるような状況になっているんで、このあたりも1回ですね、確認をいただいて何かしらの検討をしていただけるとありがたいなというふうに思います。これ、農林と基盤とあるので難しいと思います。基盤整備部長にお伺いしますけども、そういうこと、どこかで検討か何かをしていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

そうですね、行き止まり林道ですね。峰越件林道で、行き止まりじゃない、峰を起こして、道路と道路がつながるような林道ではなくて、そういった行き止まり林道のようなものについては、やはり、市のほうもなかなか目が行き届かないところでありますので、地元の方の情報も得ながら、そういうところは、また積極的に対応していきたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

ぜひお願いします。この質問の最後にいろいろと、今回の議会でも広葉樹の話も含めて、いろいろな山の話もされました。私も、クマの皮はぎのような、獣害被害の話もさせていただきましたけど、先ほど、飛騨の森でクマは踊るという会社のお話をさせていただきました。この名前が示すとおり、豊かな飛騨市の森の中で、いろいろなものが育ち、豊かな、うちでいうと、宮川なんかはアユもそこだということで、取り組みを一生懸命されて。本当にそういうクマが踊って喜ぶような森にしてほしい。今はどっちかっていうと熊が荒らすなんて言われる人があって、ここは、ちょっと、私としてはショックでなんですけども。本当にクマが踊って豊かに暮らせるような森づくりのためにも、広葉樹も針葉樹も含めて、森林の体系をきちっと整えていただけるような、そういう方向性を持っていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、3点目に移らせていただきます。3点目の質問ですけど、私は、市の組織ですとか人事とかというところに、議員はあまり関与はというのは思ったんですけども、少し内容、中身を見ていて、彼ら、彼女らを見ていて、これはもうしっかりとお願いなのか質問なのかということですけども、言っておかないということで、あえて取り上げさせていただきましたけれども、振興事務所にすることでお尋ねしますけれども、第4次行政改革大綱では、職員教育を進め、複雑多様化する市民ニーズに対し、迅速に対応できる職員が主軸をなす、簡素で効率的な組織づくりを図りますとされておりまして振興事務所のあり方の検討の中で、市民の意見をより反映させるために、平成31年度から各振興事務所に、これは、河合1課、宮川1課、神岡2課を設置し、迅速に意思決定ができる組織体制に見直しましたと記しておりますし、そのようになっておりました。また、令和2年、9月議会の折の予算特別委員会で振興事務所の予算に関し、基本的に振興事務所は1つの部と見立てて、所長は部長、次長が課長ということで飛騨市の決裁規定に基づいて

執行していくんだというようなことを述べていらっしゃいます。

ですが、新年度の、これは人事によってですね、河合振興事務所、それから宮川振興事務所の次長が空席となってしまった。さらに、いろいろな事情で宮川振興事務所では基盤環境水道係長が欠員となってしまったというような事態となっております。そんな中でお尋ねをするんですけれども、次長が不在、いないという中で他の職員がですね、それを補おうとして、一生懸命やってる姿というのは、ずっと見させていただいておりますし、実感として、そう感じております。所長は地域振興課長兼務というような事例が出ていますから、課としての体裁というのは整っているだろうと思いますけれども、ただ、次長というポストに人がいない。こうしたことで、職員のモチベーションがどうなのかな。保たれるのかなと。住んでいらっしゃる住民の皆さんが、振興事務所にどんな思いを抱いていらっしゃるのかな。そういったところに、少しを一抹の不安を抱くというようなことなんです。組織全体の問題であるというふうに思っているんですけれども、地域の振興やまちづくりということで、地域やそれからコミュニティの形成に職員が果たしていく役割というのはやっぱり大きいんだろうと思っていますし、振興事務所にそういうことを期待、職員に期待したらというふうに思うわけです。そこで、もう、改めてなんですけれども、振興事務所の機能ということに対してどのようにお考えなのかを伺いをいたします。

それから、次長のこともそうなんですけれども、地域のさまざまな要望にこたえていく中で、基盤整備関係の要望というのは多いわけです。関係者の方々との打合せや、対応、そういったものに日々、時間をさいておるわけなんですけれども、それがですね、河合と宮川は、2つの振興事務所を掛け持ちの状況ということなんですけれども、やはり、いろいろな面で支障が出てくるのではないかなということもありますし、職員の健康面でも、やはり、少し不安を感じる。これは正直そう思う。周りの方でも、そういうふうに心配される方もあると思う。職員の異動とか配置に臨機応変的、そんな言葉が適当なのか、どうかわかりませんが、その都度、その都度、何とかできないことだろうというふうに思うんですけれども、何とか地域のためにこの状況ですね、早く改善していただけるように、していただきたいというふうに思うんですけれども、どのようにお考えなのかをお尋ねをさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

振興事務所の機能と職員配置のお尋ねでございます。一括してご答弁申し上げたいと思います。まず、今年の4月の人事で河合、宮川振興事務所長が次長兼務することになったということなんです。経緯をお話ししておきたいと思います。振興事務所の体制はですね、本来、次長、課長を別に置くということになっていて、そのポストを当然、準備しておるわけです。これも定数で管理をするという考えをとっておりますから、定数として

はそれがあるというですね。振興事務所長は部長参事級の格付けというふうにしておりまして、次長、課長は課長級の格付というふうにしております。当然、そうするとそのポストに昇格できる人材があって、初めて配置ができるということになりますから、課長級に係長級、課長補佐級の職員を次長、課長で昇格させることは、これできないわけですから、まず、その課長級のポストの人材がいるかどうかということになってくるわけです。ここで問題なんです、飛騨市はですね、過去、試験制度において合格者をかなり絞り込む運用していた時期がございまして、特に昇格できる候補者が少ないという状況がずっと続いてまいりました。これ、私、市長に就任したときに大変驚いたことの1つで、これを何とか是正緩めていこうということでやってきて、やっとで、今、めどが立ったというぐらいやっぱり時間がかかりました。試験制度はこうして改善を図ってかなり緩やかな仕組みにする。そうすることによって人物本位で登用できるようにするというふうに来たんですが、それでも公務員の制度というのは順番に職位を上がっていく仕組みですから、突然飛び越えてですね、課長級、部長級というわけにいかないということがあるわけで、それが今年の人事で表面化をいたしました。どうしてかっていうと部長級の大量退職があったからです。それを埋めなきゃいけない。部長を埋めるということは、課長から昇格させるわけですから、課長を埋めないといけないんですが、課長の候補者がいないと課長が埋められないと、こういうことになる。きのうの野村議員の質問の中で、県からどうしても部長が欲しかったって話を申し上げましたが、それはそういう事情だったわけです。該当する人材が不足したため、やむを得ず兼務体制をとりました。次長級、つまりですね、先ほど申し上げたように課長級ですから、振興事務所の次長、課長は課長級職員と位置づけにしていますので、そこが不足したので、やむを得ず兼務体制をとったということです。したがって、次長職そのものを廃止したということは決してないということをもまず、ご理解いただきたいと思います。兼務によって減少する人員分については、担当職員をふやすことで全体の定数を確保するという方策をとったものですから、それで何とかカバーさせていただいたと、こういうことです。しかしですね、宮川振興事務所については、もう1つ不測の事態が起こりまして、配属予定しておりました技術系の係長級の職員が3月の異動内示後に、これ本当に、家庭の事情で急遽退職されることになりまして、もう内示後ですから、そこからの補充は、もう全く間に合わないという状況に至ったものですから、もうどうしようかということで、非常に年度末、年度始めで困りました。それで、他方で宮川振興事務所も地域振興費の活用を含めてニーズの高い基盤整備体制、これをやっぱりどうしても維持しなきゃいけないということがありましたし、そのための詳しい職員も必要だと、こういうことがありますものですから、まずは一部署内の事務を軽減するというので、建設課に一部振ったりとか委託に出したりとか、そういうことで事務の軽減を図った上で、やむなく河合、宮川両地域の実情に詳しい職員に両事務所間の兼務辞令を出すということで対応したというのが、今年度の人事でございます。現在この欠員補充のために中途採用職員の募集を行っておるわけですが、専門性の求められる技術

職員については全般的に不足をいたしております、民間との競合が非常に激しい状況になっておりますので、年度途中の補充ができるかどうかは予断を許さない状況ということです。幸いにして年度途中で採用ができれば、その時点で、人事異動でカバーをしていくということで、他方、振興事務所の機能でございますけども、私自身の考えであります、地域住民に最も身近な窓口ということは言うまでもないわけですが、もう1つ、特に高齢の方が持たれている、昔の役場のイメージですね。これをやっぱり大切にしていきたいというふうに私は考えております。したがって、昔は役場へ行けばいろいろな町の相談もできたし、いろいろなまちの活動のことも役場が中心にやってきたということがありますから、まちづくりの活動何かは、この市役所の古川の本庁が全部やるのではなくて、各振興事務所に主体になってやるというのが最も望ましいんじゃないかということ、ずっと考えてまいりました。したがって、そうした中心的な役割を積極的に果たすようにしたいということで、従来、本庁でまとめて行っていたような事業を、移替えてきております。例えば、近年でいえば、宮川で言えば池ヶ原湿原の振興、これ、観光課でやっていたんですが、今、宮城振興事務所にいっています。アユもそうです。アユも、これ、新たに立ち上げてきたわけですが、宮川にあえて持たせるということにしておりますし、例えば、声優塾なんかね、力入れてく中で宮川振興事務所の担当してもらっています。神岡ですと宇宙物理学研究とかレールマウンテンバイクは企画部でやっておったんですが、これは神岡振興事務所に移管をしておりますし、河合でいくと、天生の森づくりとか、今、新しいテーマの食用バラ、こうしたことも事務所の固有の業務としてやってもらっているということです。やっぱり職員が、地域の振興業務に関わるってことは、やはり、事務所としてこの地域を守っていくんだと、盛り上げていくんだという意識につながるというふうに思っていますので、そこが非常に大事だということで、そうした考え方をとっておるということでございます。振興事務所の人員とのバランス、ただ、これは非常に大事なことでありまして、本当はもっとさけるといいんですが、全体的な定数の管理の中で、本当に毎年、悩みながらですね、どうやって人を張りつけるのかということ、かなり苦労しながらやっておるのが実態でございます、これはどの部門もそうなんですが、人をふやせばいいんですけども、なかなか難しいところをバランスとりながらやっている。ただ、そうした思いでございますので、地域の方々のご意見を伺いながらですね、主体的な地域振興の取り組みが行われるように、これからも意を用いていきたい。そのように考えておるところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

よくわかりました。よくわかりましたし、何とか職員の募集のほう、あつてほしいなと。心からそう願います。

私がもう1つ心配なのは、今、市長はそうにおっしゃっていただきましたが、これが普通に1年過ぎていってしまつて、何か、できてきたな、みたいな感じで、ですよ。い

いんじゃない。なんていう感覚が生まれることが、私、心配なんです。そういうことになると、最終的に何があって、結局、その、2地区が、何か一緒でもみたいな感覚が、その職員にまで生まれてしまつては、私はちょっと具合悪いなど。ずっとそのことは、気になるんで、いろいろな答弁、やりとりの中でも。なので、そういうことのないように、ひとつ、市長、もう一度よろしくお願ひしたいと。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

これも、どの部間もそうなんですけど、かなり負荷がかかっているところがあります。ある人数で、できてしまうと、たしかにできるじゃないかというような議論になりかねないところがあるもんだから、そこはですね、実は、考えなきゃいけないのは、定数も、もちろんなんですけど、例えば、小人数で何とか動かしている。職場というのがあるんですね。市役所の中でも。よく、こう丁寧に見ていくと、やっぱりものすごく事務能力の高い職員がいて、それがカバーしているから、そこが回っているんだみたいなことが、現実にあります。そういったことも含めてなんですけど、やっぱり、これは振興事務所の今の話も、その標準的な勤務時間の中で、あるいは標準的な能力の中でやっていたとした場合に、回るのかということは、考えなくちゃいけないっていうのは、常に人事の中でも組織定数を考えている中でも、思っていることであります。どうしてもですね、人事組織を持っている立場からすると、少ない人数で回ってくればありがたいと、どうしても思ってしまうがちな、何ていうか、悪魔のささやきみたいなものがあるんですけど、そういうものに惑わされないようにですね、やるのは我々の仕事かと思っておりますので、そこはしっかりと意識しながら、これからもやっていきたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

1問目の質問もそうなんですけど、2問目もそうですけど、ああいったお話、本当は、その振興事務所の職員とですね、一緒になって、何かしら、語りながら地域の人たちも巻き込んで、本庁と一緒に語って行って、上へ持っていくという、そんなような仕組みをつくりながら、それが地域のコミュニティーの形成であつたり、職員の果たす大事な役割であつたりするというふうなことも、そういった意味で、この3点目については、ひとつよろしくお願ひをし、そういうことで、ご質問のほうは終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩いたします。再開を午後１時１５分いたします。

（ 休憩 午後２時２０分 再開 午後２時２５分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

３番、谷口議員。

〔３番 谷口敬信 登壇〕

○３番（谷口敬信）

それでは、議長のお許しがいただきましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前に少しだけ、一般質問の経緯についてお話しさせていただきます。

最初に、令和２年度の１２月、３月、開催の議会には通院治療の副作用で、声と頭髮を失い、一般質問に立てなかったことをご報告いたします。今回の議題は２点で、１点目は、昨年、７月、病気が発覚し、検査入院、手術、通院治療を経験し、地域医療に関心を持ったこと。また、２点目は、長男が家を新築し、助成金を申請し、受領させていただいたことと、外構工事、カーポート舗装フェンスを補助金の申請が応募者多数により、間に合わず、一括して施工業者に発注できず、私の職業上、計画図面から予算の作成、専門業者への見積り依頼金額交渉等を、施工までを経費削減のために自分で行ったことからでございます。そこで、今回は生活する３原則であります。漢字は違いますが、衣食住のうち、医療と住居について一般質問させていただきます。

まず、１点目ですが、地域医療。高山日赤病院、久美愛厚生病院との取り組みについてお尋ねいたします。コロナ禍の中、飛騨３市１村の中で医療の中核を補っている病院は、公立病院では下呂市金山病院、岐阜県立下呂温泉病院、飛騨市市民病院があります。特に救急指定病院の中で、高山赤十字病院、３次救急指定・３９４床・医師７６名がおられます。それと、久美愛厚生病院、２次救急指定・３００床・医師３６名の方がおられます。この２病院がありまして、飛騨地域の住民、約１４万８，０００人の生命に関わっている病院と言っても過言ではないと思います。私も、昨年、７月に病気が発覚しまして、飛騨地域以外での病院での治療も考えましたが、担当医師により、高度な医療技術とがんの早期発見、ＰＥＴ、ＣＴ検査をはじめとした最新の検査器具、機材の説明を受け高山市内の病院での治療を選択いたしました。検査入院、手術入院、通院治療と医療関係者の方には大変にお世話になり、地方でも最新の治療が受けられることに感銘いたしました。そこで、医療の充実に向けて、国、県、３市１村の各自治体と地域医療支援岐阜県災害拠点

岐阜DMAT指定病院の高山赤十字病院及び久美愛厚生病院との関係について4点お尋ねいたします。

飛騨市民が1、飛騨市民が両病院を利用する頻度、人数、内容といたしましては、外来、入院、緊急輸送患者数等でございます。

2、国、県を含む各自治体と病院との間に、高度医療、治療に対する協力金分配金等は存在いたしますか。

3番目に、新型コロナウイルスに感染した重篤者への対応といたしまして、特に感染した重篤の際、救命に不可欠とされる人工肺装置、ECMOが飛騨地域の医療機関には1台もないため、飛騨地域在住の患者が重篤した場合は岐阜市内の医療機関に搬送され、治療を受けることになりますが、飛騨市としてどのように考えておられますか。例えば、両病院の資料によれば、関連ですが、心肺停止状態での搬送された患者数は、ここ1年で、高山日赤病院で、83名、久美愛厚生病院で36名、計119名になるということでございます。昨年の4月から今年の3月までの1年間です。

4番目、飛騨地域医療支援プロジェクトの今後の取り組みについて、令和2年7月31日に終了しました2市2村、高山市、飛騨市、白川村なんですが、飛騨地域医療支援プロジェクトの結果と、今後の予定、取り組みについて飛騨市としてどのようにお考えかお尋ねいたします。以上4点よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、地域医療、高山日赤病院、久美愛厚生病院の取り組みについてお答えをいたします。

4点いただきましたので、まず1点目でございます。飛騨市民の両病院の利用頻度、人数についてお答えいたします。高山赤十字病院と久美愛厚生病院の両病院の利用頻度及び人数についてお答えします。両病院ともに飛騨医療圏における救急医療や高度医療を担っており、飛騨市民も多く利用されています。高山赤十字病院は、特に救命救急センターとしての役割も担っていますが、昨年度における市民の年間の利用実績としては、外来患者は、延べ2万355人、入院患者は、1万2,341人、救急搬送は、305人でした。久美愛厚生病院は、外来患者は、延べ1万9,153人、入院患者は、1万3,172人、救急搬送は345人でした。両病院ともに、ほぼ同様な、対応人数と言える結果となっています。なお、飛騨市民の利用の規模感としては、高山赤十字病院では全体の約1割強、久美愛厚生病院では、全体の約2割となっています。

続きまして2点目、各自治体と両病院との協力協定はについてお答えいたします。高山赤十字病院と久美愛厚生病院の両病院は、住民がふだんの生活の中で関わる開業医等との連携のもと、飛騨3市1村全域の住民に、急性期医療や高度な専門医療を提供する2次

医療圏における病院というかたちで位置づけられています。国や県からも、こうした病院への直接支援制度は多数メニューがありますが、飛騨地域においても、県と3市1村または2市1村など内容に応じて適切な枠組みにより、共同して必要な医療提供体制の確保に支援をしています。具体的には、高山市が中心となって、3市1村医療担当部課長会議という連携協議の場を設けており、ここで、両病院からの支援要望などがあると、一緒に話を伺うなどして支援を検討しています。重要な案件になりますと、3市1村の首長や副市村長レベルでの協議もあります。また、飛騨圏域の医療機能のあり方は、県の策定する地域医療構想によって方向性が決められ、圏域ごとに、年間4回程度、地域医療構想等調整会議を開催され、病床数や病院間における医療機能の整理などについて意見交換の上、調整が図られています。具体的な補助支援としましては、救命救急医療の運営費に対し、支援しているほか、医師確保支援として、医師が不足しがちな診療科である産婦人科、小児科、麻酔科における非常勤の医師の招聘費用や産婦人科や放射線科の常勤の医師の招聘費用などの支援もしています。また、医療機器の整備では高額なものへの支援を行っており、近年では、高山赤十字病院の放射線治療機器や心臓カテーテル検査機器、久美愛厚生病院の循環器内科における高度医療機器の導入などを共同して支援しています。このようなかたちで、県と3市1村で年間を通じ、両病院の現状を把握しながら、必要な支援などについて、都度、協議を行い、対応していますので、協定についてはございません。

3点目、新型コロナウイルスに感染した重篤者への対応についてお答えをいたします。飛騨圏域では感染症法に基づき、県が指定する感染症指定医療機関は、久美愛厚生病院で、重篤な感染患者は同病院で治療を行います。人工心肺装置、ECMOについては、飛騨圏域では保有している病院はありませんが、ECMOの運用には医師のほか、臨床工学技士と言われる高度医療機器を扱う専門職をはじめ、看護師など、多数の集中治療スタッフが24時間対応できないと運用できないことから、現在の飛騨医療圏の医療従事者不足の状況からは、現実的にECMOを配置することは難しいと理解しています。他の治療においても、高度な手術となると、専門の医師と治療機器を備えた病院でないと対応できず、飛騨圏域でこれを整えるには限界がありますので、ドクターヘリで岐阜や富山の大きな病院へ搬送することによって対応しています。飛騨市では全国的にも珍しく、県をまたいでのドクターヘリの運航もされておりますが、現状においては、これが対応の限界であると思っています。

最後、4点目でございます。飛騨地域医療支援プロジェクトの今後の取り組みについてお答えをいたします。昨年度、認定NPO法人、まちづくりスポットと飛騨2市1村の官民協働で地域住民の医療支援の気持ちを届けようということで行った飛騨地域医療支援プロジェクトは、全国でコロナウイルス感染が広がり始め、医療機関も緊張感が増していた中、クラウドファンディングを中心とした医療従事者や医療機関への支援として実施し、目標額を上回る寄附や温かいメッセージが住民や企業から集まりました。医療従事者も、こうした住民の温かい気持ちに触れ、張り詰めた緊張状態を癒やし、感染対策備品や

装備の調達、整備などに支援金が活用され、大変喜ばれました。今般の第4波において、各医療機関の感染防護装備は、その後の、国や県の支援策も充実しており、確保されていましたが、変異株による感染力の強さや、重症化する方が増加し、飛騨圏域の医療もひっ迫してまいりました。圏域内の各病院からは、残り病床がわずかとなり、危機的な状況を迎える中、住民への啓発をしてほしいという声が出て、5月29日には、3市1村の首長と各病院長、保健所長、県事務所長合同で、住民へ感染を広げないための協力を呼びかける緊急合同メッセージを発出しました。とにかく、2週間、感染を抑え込めば、長期入院者などの対応を含め、飛騨圏域の医療機能が何とか維持できるということで、市民の皆様にも感染防護対策を切にお願いしたところです。昨年とは状況が大きく変化している中、住民や行政が医療従事者に対してできることは、感染者を減らし、医療への負荷を減らすことです。これこそが、各病院長も切々と訴えておられましたが、今、医療を守るため、住民にできることであると思っております。昨年の飛騨地域の医療支援プロジェクトの趣旨に相当する動きは、現段階ではこの緊急メッセージを受けた一人一人の行動に尽きると思っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧な説明、本当にありがとうございます。2点ちょっと伺いたいんですけども。こんなこと聞いたら、まことに失礼かもしれませんが、支援金というのは昨年度でよろしいんですか、大体金額にしていくらくらいお支払いになっているか、聞かせていただいてもよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

合計2,800万円程度だったというふうに記憶しております。

○3番（谷口敬信）

ありがとうございます。もう1点ですが、ECMO件なんですけども、私、ずっと調べてみましたら、やはり、岐阜県下に飛騨地区だけでなく、24台、たしかあります。ただ、議長おっしゃいましたように、高度な技術とか人員が必要だということで、現在というか、去年ですけども、24台のうち、12台、半分しか、実際のところは使用していないということでした。約、岐阜県の人口が200万人、飛騨市が15万人ですね、大体ね、飛騨市というか、飛騨地区は3市1村で、大体7%、12台に7%かけると、大体0.84台、約1台。やはり、1台ぐらいあってもいいのかなと思いますけども、そういった医師とかスタッフとか、そういった諸事情がございますので、また今後、設置していただける方向で、また、お話を進めていただけたら幸いです。この件については以上で終わらせていただきます。

2点目。また、井端議員とちょっと重複いたしますが、住宅のリフォームの補助金につ

いてお尋ねいたします。まず、助成金というのは原則、通年を通じて申請可能で、受給するハードルは低いとされ、補助金は応募期間が短く、受給するハードルは高いというふうになっており、いずれにしても市民にとっては非常にありがたい制度ではあります。そこで都市整備課による助成金、補助金のうち、1、住宅新築購入支援、助成金の内訳は、最高金額で住宅取得額が2,000万円以上で、30万円プラス、市内の業者が施工した場合30万円で、計60万円となり、助成率は3%以下であります。2、住宅リフォーム補助金の内訳は、工事費が100万円以下の場合は、5分の1、上限20万円。100万円を超える場合は、3分の1、上限50万円となっております。そこで、2の住宅リフォーム補助金制度の問題点についてお尋ねいたします。

1、補助金の適正性とはということで、例えば、工事費が100万の場合は20万円の補助金で80万円が自己負担となり、120万円の場合は40万円が補助金で80万円が自己負担となるのですが、両者の自己負担は同金額の80万円ではよろしいのですか。矛盾はありませんか。

2、所得制限の必要性は補助率で考えますと最低20%、最高33%となり、かなり高い補助率になり、高額な金額になります。このような場合、公平性を考えると世帯の総所得、もしくは扶養控除を考慮して、住民税による制限を設けるべきではないでしょうか。特に高齢者家庭、年金受給者の方々ですが、及び、ひとり親家庭に比べ、高所得のある市民のほうが有利な補助金に思いますがいかがでしょうか。

3、事業費の精査は適正か。高山市では電気事業者に不正が発覚したことがあり、工事費、見積書が果たして適正価格であるのか。精査、照査はどのようにされておりますか。特に外構工事を除く設備、電気、空調、トイレ、風呂の工事は製品の格差が幅広く定価が曖昧で、かなりの専門知識が必要とされておりますが、十分になされておりますか。

4、施工業者の要件を緩和できないのか。特に施工条件で市内業者が施工する工事となっておりますが、業者数、価格の競争力、勤務先、友人、親戚の関係等を考慮して、補助金が、先ほど述べました(1)の住宅新築購入助成金制度のように、補助金の金額が多少、少なくなっても、近郊の高山市、富山市まで対象を広げてはいかがでしょうか。

5、7月、第2回の受付方法はといたしまして、前回の申請受付は短期間で、予定の補助金の金額に達し、申請できなかった市民、(自分を含む)が多くいらしたと耳にしております。事前に準備を進められた方も相当いらっしゃったでしょうし、今後もそういうことが予測されますが、申請受け付けについていかがお考えでしょうか。以上5点についてお答えを願います。

◎議長(澤史朗)

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長(森英樹)

それで、1点目の補助金の適正性についてお答えします。住宅リフォーム補助金は、建

築管理関連業種の裾野の広さに注目し、その需要を喚起することで、市内経済の活性化を図ることを主目的として始めた事業です。令和3年度リフォーム事業は、昨年、エアコン設置等に偏りが生じ、幅広い業種への支援につながらなかった反省点を踏まえ、100万円以上のリフォーム工事に重点を置き、事業を拡充いたしました。このため、工事費100万円以上のものは補助金が高く、自己負担が抑えられる制度設計となっており、市内経済対策として目的に沿った適正な事業であると判断しております。

次に、2点目の所得制限の必要性についてお答えします。公平性を考えると所得等の制限をかけるべきではとのご指摘ですが、高齢者やひとり親世帯のような低所得者へのリフォーム支援が主目的とするのであれば、福祉関係の別制度として、新たな考え方、目的で制度を検討する必要があると考えております。本事業は、あくまでも市内経済の活性化を目的としておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の事業費の精査は適正化についてお答えします。リフォーム申請書の提出の際は、施工業者からの工事費内訳書や見積書の添付を必須としておりますが、その内容については、建築士の資格を持つ市技術職員が精査しておりまして、申請内容については適正な判断のもと処理を行っています。

次に4点目の施工業者の要件緩和についてお答えします。本事業の対象となる建築関連業種は市民の住環境の整備に不可欠であり、市内から事業者がいなくなることは防がなければならない一方で、働く方の高齢化や後継者不足が大きな課題となっております。今後の担い手の確保をするためには、事業継続を支えるための需要を生み出すことが必要であり、住宅リフォーム補助金は、その一助とすることも目的としております。したがって、市内事業者に仕事をさせていただくことが何よりも重要であることから、市外施工業者に対象を広げることは考えておりません。

最後に5点目の、第2回受付方法についてお答えします。午前中の井端議員への答弁したことの繰り返しになりますが、次回より公平性の観点からこれまでの先着順方式を改め、公開抽せん方式に変更することとしますのでよろしくお願いいたします。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

補助金の適正性についてですが、これ、両方とも負担金は80万円ということですのでよろしいんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

はい、そうです。どちらの場合でも80万円になりますが、この補助金の有利性を考えると、100万円以上の工事をやったほうが有利であるということになりますので、なるべく100万円以上の大きなリフォーム工事にさせていただいて、複数の業種、複合的なリフォームをやっていただくことによって、市内のいろいろな業者がそこに関わることで

できるという、そこが大きな目的となっております。

○3番（谷口敬信）

そのような、100万円以上の工事で考えておられるのであれば、100万円以上にすればいいのではないのでしょうか。別に、そんな100万円以下でいくらというふうなのは、前年度やられたと思いますんで、今年度は、そういう大規模な経済対策で考えておられると、私は思いますので、そうおっしゃるのなら。そのようにされたほうが、私はよろしいかと思いますがいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

リフォームを考えておられる方が出せる金額というのが、やはり、それぞれ個人によって違うと思ひまして、お金の余裕のある方は100万円以上のリフォームをされると思いますが、やはり、必要最低限のリフォームをされるという方は、100万円以下で出されると思います。そういった方にも対象となるように2段階の補助率の考え方で、今、制度を組んでいるとのことでございます。

○3番（谷口敬信）

それでしたら、逆に、何ていうかな。その補助金の額が決まっているんですから、100万円以下の件に関しましては何件。100万円以上に関しては何件とか、そういったことをやらないと、何か、小学生でも分かるけども、こんなもん、絶対、得でしょう。100万円以上のほうがというふうな、不平等というか、ちょっと、はっきりしないところが、私には出てきますので、ちょっと、何かそうしろという私の考えも、今、ないんですけども、誰でも納得できるようなこと、金額を、もう少し考えていただく、改めていただければ幸いです。

それと、2番の所得制限の必要性はという件なんですけども、たしかに、おっしゃったように高齢者の方とか、ひとり親世代の方で低所得の方は福祉のほうで考えればいいと、こちらのほうから補助金を出すなりの制度をつくれればいいということをおっしゃいましたが、私の言っている、所得の高所得者っていうのは、かなりのレベルのところ、ちょっと思っておりまして、そういう方にある程度、網をかけて、いくらってことも、私も申しにくいんですけども、やっぱり、いくらかは制限かけてというのは、これ、補助率は結構高いでしょう。僕らが、今、さっきも話しましたが、250万円かけてやったんですよ、あんなもの、もし、業者に頼んだら、2割、経費でとられて300万円なりますよ。それも、あと50万円補助を金もらったとして、250万円になるぐらいで、だから、これ、すごいいいんですね、補助、補助率が20%、30%ということは。だから、私、ある程度、所得のところでしたら、先物勝ちみたいなふうで、くじというか、その中で選んで、対象者を決めるということには、応募者が多いんで、当然、多いよね。補助率がいいから、それはよくわかるんですけども、ある程度、そういう、何を引かれた

らいかんかなと、私は思います。また、今後、考えていただければありがたいです。

それと、これ、3番ですけれども、そんな、部長がおっしゃるように簡単なわけにはいきません。かなり、これ、金額が多いですから、リフォームの。結構これ、民間の建築のリフォームですと結構ピンキリ、やっぱり、材料あります。疑うわけではございませんけども、建築士の資格があるのか、なかろうが、経験と、やっぱ民間の会社の方の力を借りても、やっぱり、しっかり精査していただいて、かつ、完成したら写真だけでなしに、必ず完成後の状態を見てくると。確認してくると。そういったことを、特に補助金高いんで、徹底していただけたら幸いです。もう一緒に全部話していきます。

4番の施工業者の要件の緩和なんですけれども、これ、要するに、頭だけ、飛驒の業者を通せばいいということですね、工務店を、当然、外注される方は、高山なり、富山からでも、神岡の場合ですと、富山から外注が入られる可能性も十分ありますよね、足場とか特殊製品ですよ。そういつて、結局は契約の部分だけが飛驒市の業者ということで、あとは、それはね、外注のほうは、この人使ってとか、注文をつけたりしてやっていけばいいという考え方で、分離発注せずに、一括で飛驒市の業者になれば、補助金対象になりますという考えでよろしいんですか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

今回の住宅リフォーム補助制度というのはですね、平成30年から始まってきておりますけれども、考えが、その目的は一貫しておりまして、裾野の広い、建築関連業者への支援というところが大きな目的となっております。したがって、今回の補助事業はなるべく小さいリフォームではなくて、リフォームに偏らなくて、大きいリフォームにして、いろいろな業種の方がその仕事を受けることができるように、それが、市内の経済の活性化につながっていけばという、そういった目的で考えておりますので、100万円以上の工事というところにウエイトを置いて制度設計をしているということでございます。

それから飛驒市の職員、建築士を持っている職員、若い職員からベテランの職員までおりまして、現場経験の浅い職員もいますが、現場経験を20年、30年という経験者もおります。そういった中で、市の発注する工事に対する積算の考え方、そういったもの、把握しておりますので、そういった考え方と照らし合わせながらチェックをしているということでございます。若い職員は、ベテラン職員のいろいろな指導を受けながらチェックしているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから契約のことですけれども、市内業者と契約して、下請けで市外の業者に出すというかたちでもいいのかというご質問でしたが、基本的には、市内の中で全ての業種が全部、賄えるということは、業者数も少なく、なかなか仕事の量にもよりますので、難しい部分もあって、市外の下請けに出すということも考えられますが、基本的には、市内の業者と契約していただくという、そこが、そうしていただければ対象とするということでござ

います。

△市長（都竹淳也）

すいません。ちょっと補足します。午前中の井端議員の質問も、そうなんですが、このリフォーム助成は、利用する側から見るとですね、当然、市民の自分たちへの助成というふうに、当然、捉えられますから、不公平感として、もっと小さい事業でも、つくってもらったらどうかとカ所得制限をかけて、お金のある人は省いたらどうかというのは当然だと思うんですが。この話、もともと、平成29年度ぐらいにですね、もう、市が出す大型の建築工事が無い。今後、しばらく、もう予定がないし、それだけの財源もないという中で、この建築関連業種というのは、非常に小さい零細の事業者が大勢集まって成り立っている業種なものですから、そこにある程度、安定的に仕事が出ていく構図をつくるためには、新築ですと、どうしてもですね。新築というのは、よっぽど大きな決断をしなきゃいけないんですが、リフォームですと割と毎年、小さなところから、いろいろな事業が出せるということもありますので、リフォーム需要を、とにかく喚起して、ある程度、小さい零細のところを支援していくんだって、そこがスタートでした。じゃあ、何で建築関係だけなんだと、ほかだつてあるじゃないかという話なんですけど、これは生活にかなり密接した産業で、しかも、外に物を売りに行ける産業じゃないものですから、そこにサービス業ですから、そこにとどまっている産業なので、外に物を売りに行けるならいいんですけども、そこで仕事をつくんなきゃいけないということがあるのと、それから、その業者がなくなってしまうと途端に困ってしまうんですね。屋根1つ直すにしても、壁1つ直すにしても、困ってしまうということがあって、これは、やっぱり市として支援すべき産業なんだというところからスタートしているわけです。去年の特別定額給付金ときに、かなり大幅なことやったんですが、あれは少し目的が違って、あのときに何度か説明をしたんですが、あれは特別定額給付金できた10万円を、どうやって市内に流すのかという目的でしたから、貯金して動かないとか、外で使われてしまうんじゃないで、中で使ってもらうために、ああいう、結構、ある種、乱暴なといいますか、強力なことをやったんですが、でも、あれとの比較というわけには、なかなかいかない。ですから、あくまでも、市内でリフォーム需要がきちんと出て、裾野がしかも非常に広いですから、携わる方が広いし、なくなって困る産業なので、そこを支援しようということでやっているということです。なので、たしかに大きな事業を出した方のほうが特になるので、所得が高い方々が特になるじゃないかということなんですけど、そうしないと逆に建築業者に多く仕事が行かないということですから、そここのところのバランスで、こういうかたちになっているということでございますので、市民感覚と違うところがあるかもしれませんが、ただ、見方ですから、同じものをどっちから見るかという、見方によって違うんだということでご理解いただければなというふうに思います。

○3番（谷口敬信）

はい、わかりました。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩いたします。再開を午後1時15分といたします。

（ 休憩 午後3時09分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、質問いたしたいと思います。今回、動き出したICT教育に対してですね、気になる問題点ということで、教育長に質問したいと思います。管内視察で、古川中学校におけるタブレットを使った授業風景を見て感じたことを質問いたします。始まったばかりであることは、重々承知しております。それだからこそ、メリット、デメリットを把握して有効活用していかなければならないと私は考えています。なぜなら、児童生徒にとっては、大切な1年1年だからであります。決して、教師やICT教育の練習台の1年ではないからなのであります。

それではまず、初めに、1番目として、機器の起動に時間がとられてしまって本来の目的達成、カリキュラムの習得に支障は出てきてはいないのか。それに対しての策は講じているのでしょうか。それを確かめるための習熟度のチェックはどのようにされているのでしょうか。

2点目、先生によっても機器への能力が違ってみえました。教師の負担になっていないのか。ITリテラシーの格差、その対応策はどのようにとられているのでしょうか。

令和3年度、飛騨市教育委員会による学校教育要覧によりますと、ICT支援員は1人でありました。それでカバーできるものなのか。カバーできるとするならば、ICT教育への本気度はどれくらいなのかと疑問がありましたので伺います。

4番目に、教職員の授業を除いた事務作業は、ITなどを導入して軽減されてきているのでしょうか。現状はどのようになっているのでしょうか。

5番目ですね、機器の管理やメンテナンスへの対応はどのようにされているのか。

6 番目、児童生徒への目への影響。ずっと見ていたりとか、いろいろしていますので、健康面へのそのほかの対応はどのようにされているのか。6 点について伺いたいと思います

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、動き出した I C T 教育の気になる問題点についてお答えいたします。

1 つ目、機器の起動に時間を取られ、本来の目的達成カリキュラムの習得に支障が出ていないのか。それに対して策は講じているのか。習熟度のチェックはどのようになっているのかについて、まず、お答えします。児童生徒が使用しておりますタブレット P C は、数秒で起動するため、時間をとられることはございません。授業では、児童生徒の主体的対話的で深い学びを創る道具として、I C T 機器の利活用が進められております。習熟度チェックについては、学校訪問等で I C T を活用した授業の参観を積極的に行っております。さらに、I C T 支援員からの情報を課内ミーティングや I C T 通信で共有し、各校の状況把握に努めております。

2 点目、教員によっても機器の能力が違ってみえたが教師の負担になっていないか。I C T リテラシーの格差、その対策はについてお答えします。機器の使用につきましては、苦手意識を持つ教職員は少なからずおります。そこで、昨年度より、教職員の I C T 活用研修を定期的に行い、スキルアップに努めてまいりました。今年度は I C T 支援員の活用や市教育研究所の研修会の実施によって、より一層 I C T の利活用ができるよう取り組んでいます。また、校内で機器の活用にたけている教職員を中心に活用方法を学び合ったり、学校間で I C T 機器を用いた事業の実践交流を行ったりするなど、よりよい事業づくりのための効果的な活用を研究しております。全教職員に、まず、機器を利用してみることを進めてまいりましたが、使ってみると、その便利さを実感することが多く、実践を自ら積み重ねているようです。簡単な操作を覚えるだけで時間がかかっていた資料準備の手間が省けることをはじめ、負担軽減になったり、子供たちが集中している姿や、いきいきと活動する姿等を見たりすることにより、苦手克服への意欲が高まっているようです。

3 点目、I C T 支援員は 1 人だが、それでカバーできるものなのか。I C T 教育への本気度はどれくらいなのか。I C T 支援員は現在、各校、2 週に一度のペースで訪問し、機器の管理や I C T 利活用により授業づくりの指導助言を行っております。急な事案については、該当の学校を訪問したり、電話で対応したりしていますが、要望に応じられない場合もあります。教育委員会としては少なくとも 4 校に 1 名の配置が必要だと考えております。民間より I C T の高い見識のスキルを持った支援員を採用することも考えられますが、まずは、学校現場を熟知している適任者の確保に向けて努力をしているところでございます。

4点目、教職員の授業を除いた事務作業等は、I Tを導入で軽減されているのか、現状はということでございますが、市では、昨年度、統合型校務支援システムを全小中学校に導入し、教職員の事務作業の負担軽減に取り組んでおります。具体的には出席簿や健康診断票、指導要録等の表簿類がデジタルデータとして市内で統一されたことで、引継ぎや情報共有の面で負担軽減につながっています。例えば、出席簿は、これまで学級担任が手書きで行っていましたが、このシステムを通して処理することで、毎月、1時間程度していた集計や記入を5分の1程度の時間で処理できるようになりました。連絡は掲示板を使用し、会議はペーパーレスで行うことで打合せの回数を減らしたり、印刷等の事務作業を縮小したりできています。

最後に5点目、機器の管理やメンテナンスの対応はどのようにされているのかについてお答えします。タブレット型P Cは、今年度の2月までが保証期間です。機器の管理は教育委員会が主体となり、I C T支援員が実務担当しています。更新作業や不具合等の発生時は外部業者が担当しています。いずれの場合でも、早急に対応できるように努めております。次年度は保証期間終了のため1年契約で外部委託する予定であります。

6点目、児童生徒の目への影響はないものなのか、健康面への対応はどのようにされているのか。各校が眼科健診の折にタブレット、スマホ使用についてはブルーライトカットや目の体操はあまり効果がなく、長時間使用しないなど、使用者の自覚が必要であるとの指導を受けました。このことを受けて、各校の養護教諭が学級活動や集会で児童生徒や教職員に指導するとともに、保健日よりで保護者への啓発も進めております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○12番（高原邦子）

ありがとうございます。立ち上げには時間がとられていないと沖畑教育長はおっしゃられましたけれど、30人、みんなそろうまで待っているんですね。そろったら、こう映るんですね。あれ、結構時間がかかっていたんですが、教育長の言われる、かからないのはどのくらいの時間を言われているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

はい、すいません。私、これを起動するということの質問でしたので、起動には時間がかからないとお答えをしたところでございますけれども、議員が、今、おっしゃいますのは、要するに交流の場面で、みんなのノートにあるものを前に映して交流をするときの時間ということでございますね。それにつきましては、そのときそのときによって、たしかに、多少の時間がかかることがございます。

○12番（高原邦子）

今、いろいろな新聞社なんかもね、こういったI C T教育を取り上げておりましてですね。本当に問題点が、いろいろ出てきているんです。それで、今、そんなに時間かからな

いとおっしゃっていますけれども、実際に、いろいろなところでは、そこに行くまでに、先生がここを出しましよと行くまでに、時間がかかっているものですから、本来の授業の時間を割いてしまっているんで、効率が悪いんじゃないかということがありまして、それで私は、今回ね、1番大事なのは、タブレット立ち上げて、こうやってみんなでやることではなく、そのカリキュラムの内容を会得することが大切だという思いの中で、やっぱ、習熟度が大切ですよということ言っているわけなんですね。それで、習熟度を、やはり、何ていうのかな、しっかりとチェックしていかなくちゃいけないし、今、始まったばかりでなかなか先生も児童生徒も、なかなかうまくいかないことは重々承知なんですけれども、何を、それじゃあ、1番教育の中で、ICT教育をすることが大事なのか、子供たちに、ちゃんとカリキュラムの中身を習熟させることが主なのか。そのへんはどのように考えていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今、議員がおっしゃいました、この、今、現行を行っております学習指導要領で強調されていることですが、これまでは、議員がおっしゃいましたように、コンテンツ、教科等の内容を習得するというのが第1目標でございました。しかし、これからの時代を生き抜く力としましては、知識として覚えるだけでなく、その過程において、自分で行いいろいろなところから見つけ出してきたり、それから、仲間と意見を交わしながらよりよい考え方を見つけていったり、そうした学びが大変重要であると言われています。ですから、先ほども申しましたが、主体的、対話的で深い学びというのは、そういうことでございまして、それが、重要な、これから生きる子供たちにとって重要な資質能力の1つであると言われていて、つまり、これまでは内容が目標だったのが、これからの教育の目標は資質能力を育てることになりました。その中には、今、申したような他と交流したり共同したり、それから、自ら見つけ出してきたりということも大事な要素として入っております。そこで、ICT機器は大変有効なツールになるわけなんですね。ですから、多少時間のかかるところがございまして、子供たちの習得は、早うございます。

何度か、2、3度やってみれば、すぐにできるようになりまして、逆に先生に教えてくれるくらいの能力を身につけてまいりますので、それを使いこなしながら、より高い資質能力を身につけさせることが飛騨市の教育と考えております。

○12番（高原邦子）

すばらしいと思います。私もそれ賛成で、先日あった少年の主張大会。皆さん、子供たちがですね、いろいろなことをネットとかそういうのを利用して調べているなということがわかりました。すごく深く考えていて、もっともっと、何ていうのかな、自分の思っていることを、さらに磨きをかけて、すばらしい少年の主張大会だったと思っていますし、そこまで行くには、携わった先生、教師の指導というものがものすごくあるなと私は本当

に感激したものです。教育長のおっしゃっていることはよくわかるんですね。それですね、問題はですね、今は、端末機、タブレットとかそういうのを管理の面もありますけれど、自宅には持ち帰らせていませんよね。例えば、オンライン授業とかそういうことを考えていくと、持ち帰らせるのか、どうかということになるんですけど。各、いろいろな自治体によっては絶対に持ち帰らせないというところもあれば、やはり、持ち帰らせてやったほうがいいんじゃないかというところがあるんですが、飛騨市はどちらでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

まだ、当面の間は学校で使用することを考えておりますが、子供たちでこの機器に慣れ、そして、情報モラルもきちんと指導しながら、近いうちに、できるだけ早くには、家へも、持って帰って、家でも活用できるようにしたいとは考えております。ただ、そのためには、いろいろな保証のこともございますので、きちんとそのへんを整理しながら、子供たちに使い方もきちんと指導して、先ほどもおっしゃいましたけれども健康面のこともございます。いろいろなことも配慮しながら、進めてはまいりたいと思っております。

○12番（高原邦子）

えっと、ですね、持って帰らせてオンラインするには、やはり、環境がね。そういったものをつなげるWi-Fi環境とか必要になると。そうしますと、そういったところがとれないところには、やはり市がですね、予算つけて補っていくのか、いろいろなお金がこれからもかかってくるとか、いろいろあるものですから、難しいところは、やはり、市の執行、いろいろね、財政のほうと考えると進められると思うんですけども、保険ですね、破損とか、そういうのはちゃんと、しっかり入ってらっしゃるんですか。そういったものに関しては。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

そこにつきましては、今、検討中でございます。どのようにして持っていくかについて検討しているところでございます。

○12番（高原邦子）

いや、機器が壊れたらということで、今は機器に関しては、一切保険は、損害保険というか、そういうのに入っていないということですか、あれだけの台数、入っていないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

保険には入っておりません。要するに壊してしまったという場合でございますよね。

○12番（高原邦子）

えっとですねえ。やっぱり、偶然、きょうの読売新聞も朝刊でオンライン事業のこととかが書いてあって、やっぱり、そこにも教員の習熟の差とか、回線とか、容量不足とか、いろいろな問題が出てきて、何ですか、道幅の狭い道路に大型トラックが、何百台も集中したような状態だったと。今のこういった世相を言ってるわけですね。私も、そういったところがあるんじゃないかなとかと気にはしています。それで、もう1つ、気になるのが、さっき、目のほうは、結局はやり過ぎないようにとかということなんですよ。それで、やっぱり、これって家庭の保護者とか、やっぱり交えて、しっかりと、学校と連携をとってやっていかなきゃいけないと思うんですよ。実は、私の娘たちは子供のころは、ゲームボーイじゃないけど、いろいろなのが出てきたときで、それで時間を超えてゲーム機で遊んでしまっただけということがPTAの会合なんかであって、困っている家庭があって、ちょっと先生たちは、やっぱり時間を決めて、ご飯前までとかとか、約束事を決めましょうとか、いろいろなこと言っているんですね。中には、お母様は、知らないお母さんは、お友達のところ行って遊んでくると、そこのお友達は、自分してないから、夕食とった後もすると。ところが、その、遊びに行ったところの家庭のお母さんは、知らない、うちはそういったものは一切与えませんと、こういうことを言うんだけど、よそへ行って、子供は遊んでいると、そんなことでいろいろな、何て言うんですか、親同士のいさかいもあったり、いろいろなことがあった中で、やっぱり、親がしっかりと子供が何をしているのかということを見ていかなきゃいけないわけで、今、出てきていたんですけど、本当に、今、よく上手に利用すれば、この間の主張大会の生徒たちのように、すばらくなるんですけど、これ、中毒になってしまっている人が、今、結構、出されているんですね。大人でもいると思うんですよ。スマートフォンでも何でも。そういったときにですね、やっぱり、何か、薬もすぎれば、良薬もすぎれば毒となるということで、今、デトックスという言葉がはやっているんですね、毒出し、デジタルデトックスなんてこともあるんで、言われているんですよ。それで、どうか、学校と家庭、その連携は、今、どのようにされているんでしょうか。これとっても大切なことで、本当に中毒状態になっている子供もいるんじゃないかということで、ゲームだけじゃなくて、違うところにも、いろいろなところにも、そのへんは今どのように把握されていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

どのような把握ということについて、ちょっと、もしかしてとらえ違いがあるかもしれませんが、家庭でどれくらいのこういったICT機器を使って、スマホにしる、タブレットにしる、そういうものを使っているかという時間等は、毎年っております。アンケートをとって集計を出したりしております。

それから保護者との連携が本当に、そこが1番大事です。先ほどの、これから整えてい
かなくちやいけないというところが、それも1つ入っているんですけども、保護者とは連
携をとりながら、そういった資料も出しながら、各学校で情報モラルについての指導だ
とか、親子で一緒に受けたりとか、いろいろなことはやっではいるんですけども、十分
は言えないかもしれません。

○12番（高原邦子）

ともかくね、もう、本当に始まったばかりで、どこかもパタパタしているのは本当
にわかっているんですけど。あと、気になるのがですね、文科省がですね、デジタル、何
だっけ、教科書導入を数年後にですね、していこうということを言っているんですね。私、
アナログで、私も弱いものですから、大丈夫なんだろうとか、それまでにやっぱり教師
の先生たちがしっかりと自信を持って、つけて、教育していただけるんだろうかと。それ
さえ整えば、安心して子供を任せられるんですけど、アナログ的な私が言うのもなんなん
ですけど、やっぱり、紙とか、財務省は両方やと、紙やとお金かかるからデジタル教科
書よなんて言っているとかと、言っているんですけど、やっぱり、最近、私も字が書けな
くなってきたんですね、こうやって打ったりするから。やっぱり、実際にこう手を動かし
てやることの大切さというのも感じているんで、そのへんを教育長は、手で書いたりい
ろするね、やり方と、デジタル教科書に向けての、今の世相をどのように分析されてい
ますか。考えをお持ちですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

I C Tとか、このデジタル化につきましては、これは、止められない流れだろうと思
います。これから先の仕事をしていく中、生きていく中で、絶対に必要なものでござ
います。それで、子供たちには当然だから、そこについては、指導し、身につけさせなく
ちやいけないスキルでもあるとも思っております。ただ、おっしゃいましたように、そ
れ一辺倒ではないかと思えます。先ほどのデジタル教科書につきましても、今、既に各
区学校、一教科は入れているんです。今年、ちょっと、あの文科省の実験で、それぞ
れやってみるということで、使い始めております。子供たち、学習者用のデジタル教
科書ですね。指導者用のデジタル教科書は、各自治体が購入して、費用を出して学校
で与えておりますけども、今、子供たちも使い始めておりますが、紙と比較したよう
な、その、メリット、デメリット等のデータを集積しながら、今後、どうしてい
くかってことが決められていくんだと思いますけれども、そのところ、私たちもし
っかりしていきたいなと思っております。デジタルでは得られない、紙でのものも
ございますし、それからノートにつきましても、いろいろノートとか、要するにネッ
ト上の、タブレット上でね、使うものも、ノートも使っていますけれども、実際
に、紙のノート鉛筆等も使って授業は、今現在、進めているところでございま
す。書いたほうが覚えられるという説もございますし、また、研究をしてま

いりたいと思います。

○12番（高原邦子）

それで、ICT支援員のことなんですけど、国はですね、いろいろ出しているんですけど、先生、ごめんなさい。沖畑教育長もですね、4校に1人、それ、国も出しているんですね。今、飛騨市は8校あるわけですよね。今、2週間にという話だったんです。ここね、何とか、ふやしていただけないでしょうかね。そして、より、子供たちに早く、みんな、30人がぱっと、すぐそろえられるような、そして、先生がすぐに授業に入れるような、そういった環境を大事だと思うんで、これ、雇うのに費用がかかりますけれども、これは市長に頼んだほうがいいんですかね、お金、いや、ちょっと、ICT支援員。国が言っとるぐらいに、まず、あと1人はふやしていただきたいと思うんですが、いかがですか市長。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

はい、もっといたほうがいいなと思っております。また、予算の中で考えていきたいと思いますが、先ほど話ありましたが、人の問題が結構多いと聞いておりますので、まずは、適任者探しに尽力いただいて、予算のことは、現場で必要な人ですので、また予算編成の中でしっかり考えていきたいと思います。

○12番（高原邦子）

よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。固定資産税の徴税業務への思いは、飛騨市はどのへんにあるのかなということで質問をさせていただきます。

河合にある特定空き家が認定されまして、その取り壊しに行政代執行という話がありました。経過を見ますと、法人所有で、今では所有者がわからない、いないとのこと。その過程には、固定資産税の滞納や不納欠損処分がされてきていると思います。固定資産税というものは、市町村が課税できる身近な税でありますし、基幹税でもあります。応益課税として安定した税源であるともされています。名称からも名前からもですね、資産を持たない人間から見ると、その納税者っていうのは財産があると思われる一因でもあります。納税者、多種多様ないろいろな税があって、いろいろな税の納税者の思いというのは、公平公正に徴税行為がされることを望んでいると思います。飛騨市もですね、税条例や施行規則等にのっとって徴税業務が行われていることは承知しております。しかし、市民の多くは、滞納、不納欠損処分の意義するところは知りません。最近はですね、固定資産税を支払う、担税能力が減少していると言われております。土地は所有しているんですけども、農地もですけども、それだけ見合うだけの現金収入がなくて、そういった方がいらっしゃいます。登記簿上ではなくても、便宜的に今も支払っていますけれども、支払っている現状も、私は常々、日本は法治国家と言っているんですけど、登記簿上の人間所

有者と所有者の名前がもう知らないような、何世代も前のおじいちゃんの名前になっていたりとか、そんなようなところもありますんで、本当に日本は法治国家かと思うことがあります。こういったことはですね、国での法律の改正が必要でありますから、このことは、国会議員の先生、立法を携わる先生に言っていかなければとは思っておりますけれど、要は、払うべきものは払うと。払わない人がですね、何にも問われないのでは、納税のインセンティブが損なわれていくと思います。もちろん、徴税費用を考慮して、徴税にかかる費用も考慮していくことを大切であります。費用対効果を以前言われたことがありますけれども、それもわかります。徴税業務に当たる、私は職員の気持ちが重要であると思って、今回、質問をしました。1番、徴税業務に当たっている職員さん大変だと思うんですね。もしも、面と向かって、いろいろ話をするとき、いろいろなことを言われますから。しかしですね、やっぱり、そこの心の中には、真面目に頑張ってお支払っておる納税者さんの気持ちを考えて、しっかりと支払ってもらえるように頑張ってお徴税をしてきてもらいたいという思いから、4つほど質問いたします。

1番、滞納から不納欠損処分に至るまで、どのようなことをしているのか。安易にね。不納、滞納なつたと。それから、時効を待って、時効の援用をして、不納欠損処分にして、徴収率アップみたいな感じをしているのか。

2番目に、条例や施行規則には納税者の経済事情に配慮する項目もありました。実際には現在どんなような状況であるのでしょうか。

3番目、項目には、それ以外に、市長がその裁量で対応していける旨も規定されておりました。今まで、市長によって、そういったことが市長裁量でされる事案があったのでしょうか。また、市長の裁量にも一定のメルクマールというものが、あるのでしょうかねということなんですね。これって、市長によって著しく違うと、あの市長は、ちゃんとしてくれたのに、今度の市長あかなんだみたいなことになっては、それではいかんと思うんで、そのへんはどうかということをお聞きします。

4番目、全国市議会議長会ではですね、税収の安定確保のために税制改正が行われるということで、なんですが、固定資産税は現状を堅持するよということを要望していますが、飛騨市としては、この固定資産税っていうものに対してどのような思いで、税制改正に対しての見解はどのようなものなのかをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

固定資産税の徴税業務への思いについて、1点目の、滞納から不納欠損処分に至るまでの流れについてお答えします。滞納となった税の徴収については、非常に手間と時間を要する事務ですが、昨今では、徴収関係職員数の減少も相まって、滞納整理の手法は変化しており、電話や臨戸による催告よりも、財産調査を行って、差押え等の滞納処分を行い、

無財産の場合は、法の規定に基づき執行停止を行うという運用が国地方問わず全国的なトレンドとなっています。

しかしながら、当市においては、納税者に税金を取られたではなく、自ら税金を納めるという意識を持っていただく上で、滞納者の生活状況把握や折衝も重要であると考えており、可能な限り並行して取り組んでいるところです。滞納発生から不納欠損処分に至るまでの具体的な流れとしては、督促状の発布に始まり、それでも納付されない場合は、文書、電話、臨戸による催告、転出者については、居住自治体への実態調査、死亡者については、相続人の調査などを行っています。また、並行して、預金や給与、その他、財産を調査して差押え、換価を行い、それでも徴収に至らなかった場合に、やむなく執行停止や不納欠損処分ということになります。

市では、市税の徴収事務を適正かつ効率的に処理するため、無財産、生活困窮、所在不明などの場合における執行停止基準等を規定した飛騨市市税滞納処分執行停止事務取り扱い要綱を、本年3月29日に制定したところであり、今後も徴収に向けた努力を継続しつつ、ケースによっては要綱に照らして適正に対処してまいります。

次に、2点目の納税者の経済事情に対する配慮の状況についてお答えします。市税条例第8条に、徴収猶予にかかる規定があり、これは、災害、病気など、事業の休廃止、事業場の著しい損失の発生により、市税をいつときに納付できない場合に、最長1年間、徴収を猶予するというものですが、申請に必要な資料等の準備に煩雑さもあってか、近年、本制度の申請された実績はありません。

しかし、実際には滞納額が多額となり、いつときに納付が困難な方に対しては、その生活状況等を把握した上で、実情に見合った計画的な分納を促したり、納税が大きく、通常納期での納付が困難な方からの分納の申し出に対しても分納誓約書を徴した上で、計画的な分納納付を認めるなど柔軟に対応しております。

なお、昨年度、新型コロナの影響により大幅に売上げや収入が減少した事業者や個人に対する徴収猶予特例については、全税目合計で延べ、42件、1,698万円に適用し、資金繰りの円滑化等の支援を行ったところです。

次に、3点目の市長裁量に関することについて、固定資産税の減免を例にお答えします。市では、地方税法第367条の規定に基づき、市税条例第71条で、固定資産税の減免について規定しており、減免の対象となる資産は、1、貧困により公私の扶助を受けているものの資産、2、公益のため直接占用されている資産、3、災害または天候不順により、著しく価値を減じた資産、4、その他特別な事情がある資産とされています。また、株式会社ぎょうせいが刊行する固定資産税実務提要においても、固定資産税の減免措置について、徴収猶予納期限の延長などによって救済されないような場合の措置として設けられているものであって、原則として、個々の納税者の担税力に着目して、真にその能力が薄弱なものに限り適用されると述べられているように、市長が裁量を行使できる幅は非常に狭いものと認識しています。また、市、独自の減免においては、交付税算定における

基準財政収入額に含まれ、減収補填がなされないことから、財政的な見地からも、容易に減免は行わないこととしております。なお、市長特認による減免の実績としては、公的団体が所有する未売却の住宅分譲地や生活環境上の配慮が必要な施設、観光資源として活用されている資産など、特殊な事案に限られ、一般市民に対するものはございません。

最後に、4点目の税制改正における固定資産税堅持に対する飛騨市の見解についてお答えします。全国市長会では、昨年9月に都市税制に関する意見を決定し、国に提出していますが、その中で、固定資産税は市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続き、その安定的確保を図ることとし、税制の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではないなどと記載されております。固定資産税は、飛騨市では、市税全体の6割を占める基幹税であり、今後も当然、堅持させていただき必要があり、全国市長会や県市長会を通じて、継続して国に要望してまいります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○12番（高原邦子）

ちょっと14、15年ぐらい前に比べたら、ものすごく税務の徴税がスマートにやっていらっしゃるし、答えとしては、納得の答弁でした。

それですね、あまりにも、いろいろあるんですけど、実は、今、言われたように、困っていることがあって、もう、お年は、お年なんですとなくなってくるんですけど、家や屋敷があっても、年金もほとんどないような状況であって、どうしたものかという方たちが結構いらっしゃるんですね。そうすると、ものを持たない人たちは、田んぼを売ればいいやないかとか、土地を売って金つくれよとかと、そういうふうに言うんです。でも、なかなか売れないのが現実なんですね。

それで、そういった方々に、何とか知恵を出して、ただ、でも、やっぱし財産は持つとるんやしという思いもあって、ものすごく悩むところではあるんですが、でも、これはどうしようもないことで、もう少し、もっと違った角度から、そして、調べたら、いろいろな意味で福祉的な観点から見てくださいるようなことがあって、ちょっとはほっとしているんですが。

それで、もう1つお聞きしたいのが、今、数年、何年か前に議会として附帯決議をつけました。市の所有してる市有地ですね。そこを、何もこれから使う予定も、何もないんだったら、しっかりと民間に払い下げたりして、処分をして、民間の人のものになれば、そこから固定資産税は上がるんだし、1番、やっぱし固定資産税っていうのは、安定したもののだからということで。もちろん、どうしてもやらなきゃいけない将来の計画があるとかは、別ですけど、結構いっぱいあるんですね。市有の土地が、売買に対して、売買じゃなくて、その、附帯決議に対して、それ以来、市はどのような対応をとっていますか。どうですか総務部長、答えていただけますかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議会で附帯決議をいただいた、市が貸している土地について、不要なものは、早く売り払って処分しろというような、今の土地の関係ですと、そういうことをやったと思います。決議の後に、今、各課、各部一斉に調査しまして、記憶では3割、4割はそのときにある程度、話がついて処分ができたんじゃないかと思っておりますけれども、その後も、賃貸契約につきましては、3年にいっぺんの評価替えのときに新たに契約を結ぶということで、その折には、また、新たに交渉といいますか、買っていただくようなお話をして、できるだけ処分していくというような方針で進めておるところでございますけれども、実際のところ、最初の一斉の後には、なかなか進んでいないというようなことでございます。また、土地の処分ってことになりますと普通財産も、ある程度ありまして、そういうことにつきましては、隣接者等で希望がある場合には、当然、処分してきますということで、できるだけ決議に沿って土地の処分については進めているというところでございます。

○12番（高原邦子）

今の普通財産のね、土地の処分のことで、私もいろいろところで、ちょっと話を聞いているんですけど、やっぱり、私は売ったほうがいいと思うんですよ。ところが、担当者がですね、はっきり、いろいろな全てを知っとるわけじゃないから、何とも言えませんけれど。何かね、今までこういった交渉ごとですから、やりとりをしますよね。もちろん市としては、やっぱり決まりごとは、しっかり守っていかなきゃいけないし、すごい、ダンピングしたりとかしていけないことも、それもわかっています。

しかし、いろいろな中で、その土地、土地で、いろいろなものがありますね。そういった中で、ですね、いや、こういったことはしたことないからとかといって、言うそうです。私は、前にやったことないから、お役人言葉なのかなと思ったんです。でもですね、あのね、覚えておいてください。それで、たしかに、ひどいことを言っているわけじゃないんですよ、その方は。市の土地を買いたいから。ところが、いや、こういうことはやったことないからだめですみたいな感じでいうと、私は営業マンになってもらいたいんですよ。もう使わない市の土地から買ってもらったほうがいいじゃないですか、固定資産税が上がるんだから、そういった発想がないのかなと、それで、何でも、もしもなかったら、どうにかして売れる方法はないのかと。やっぱ、上司にも言ったり、いろいろ自分で勉強したりして、何とかして、売って、買ってもらおうかなという気持ちが持たんのかなと、見るとね、形式主義者が多いんですね。かたいと言えばかたいんですが、でもね、ことわざであるんですよ。形式主義者というのは、なんて言ったのかな、無能力者の隠れみのって言ってね。無能力で何にもしない人は、形式主義を言っていれば、いいという。私ね、これからの職員は、いろいろな営業マンであってほしいし、いろいろなその施策のアイデアマンであって欲しいんですね。そうしたときに、やっぱ、もっと、土地をね、普通財産の市の市有地、使わない土地、買ってもらえるように、営業しませんかということで、そ

して、固定資産税、上げましょうよ。ねえ。自前の税、上げましょうよと。そういったふうに、ちょっとだけ、もう一度ですね、働きかけてもらえませんか。数年前やった附帯決議でされた議員さんたちは、今、ちょっと、少ししか残っていませんけれど、いろいろな思いの中で、市のそういった将来のことを思って税のことも思って、附帯決議つけたんで、そのへん泉原部長、どうでしょうか。しっかりと普通財産、買ってくれる人に売ってこっという気持ちになりませんか、どうですかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

はい、市の使う予定のない土地については、売払いたいという思いで、みんなおるわけでございます。ただ、希望される土地がですね、そのまま買っていただけるなら、ちょっと交渉になるんですが、その一部を欲しいとかって言われると、残った土地が、また、売れんような土地が残ってしまうと、これまた、困るというようなことで、そういうところがなかなか難しいところもあるんですけれども、気持ちとしましては、普通財産につきましては処分していきたいということで、これからも、そういうふうに積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○12番（高原邦子）

固定資産税のね、徴税に普通の市民税もそうですけど、頑張っていらっしゃることはわかっています。ただね、職員がね、本当に足りていませんよね。ちょっとね、大変だと思いますけれど、あとは、固定資産税が上がるように、市の、いらん土地は売っていくということで、よろしくお願いいたします。それでは、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

△市長（都竹淳也）

きのうの野村議員からのご質問の再質問の中で、お答えが持ち越しになっている件につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

ご質問は昨年11月30日に、味処古川で行われました自民党古川町支部等の会合で会場使用料は払っているのかというお尋ねでございました。確認しましたところ、自民党古川町支部がお茶等のサービス料金として4,000円を支払っているということでございました。布俣後援会、都竹後援会からの支出はなかったということでございます。以上でございます。

なお、ここでちょっとお願いなんですけど、最近、一般質問の再質問の中で、ですね、数字の調査をしないといけないというご質問が出るケースが多々ありまして、できれば、で

すね、数字の確認が必要なものは発言通告でいただけると大変ありがたいと思います。ここから拝見しておりますと、あらかじめ再質問を用意しておられる方がるように見受けられるんですが、用意しておられれば、ぜひ、事前に発言通告をいただければ助かるので、どうか数字につきましてもご配慮をよろしくお願いいたします。以上でございます。

◎議長（澤史朗）

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（澤史朗）

ただいま議題となっております議案第71号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから議案第75号、指定管理者の指定について。（上町農産物直売施設）までの、5案件につきましてはお手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております議案第76号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から議案第77号、令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）までの2案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら、2案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（澤史朗）

ここでお諮りいたします。あす、6月17日から6月22日までの6日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、6月17日から6月22日までの6日間は、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。次回の会議は、6月23日、水曜日、

午前１０時を予定しております。本日はこれにて散会いたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後４時１１分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（１１番）

籠山恵美子

飛騨市議会議員（１０番）

野村勝憲